

## 令和4年第2回せたな町議会定例会 第1号

令和4年6月8日（水曜日）

### ○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて（令和3年度せたな町一般会計予算）
- 7 報告第 2号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について
- 8 議案第 1号 令和4年度せたな町一般会計補正予算（第3号）
- 9 議案第 2号 令和4年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 3号 令和4年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 4号 令和4年度せたな町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 5号 せたな町税条例等の一部を改正する条例について
- 13 議案第 6号 せたな国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第 7号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第 8号 せたな町防災行政用無線施設管理条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第 9号 工事請負契約の締結について（大成町民センター長寿命化改修工事（建築主体））
- 17 議案第10号 工事請負契約の締結について（大成町民センター長寿命化改修工事（機械設備））
- 18 議案第11号 物品購入契約の締結について（水道メーター器（簡易水道））
- 19 議案第12号 物品購入契約の締結について（ICT教育用タブレットパソコン）
- 20 議案第13号 物品購入契約の締結について（おかず調理ライン機材）
- 21 議案第14号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 22 議案第15号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 23 議案第16号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 24 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
- 25 意見書案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 26 発議第 1号 議員の派遣について
- 27 発議第 2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○出席議員（12名）

1番	吉田	実君	2番	梶田	道廣君
3番	本多	浩君	4番	橋本	一夫君
5番	熊野	主税君	6番	道高	勉君
7番	大湯	圓郷君	8番	横山	一康君
9番	石原	広務君	10番	平澤	等君
11番	菅原	義幸君	12番	真柄	克紀君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋	貞光君
教育委員会教育長	小坂橋	司君
農業委員会会長	原田	喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪	観誠君
代表監査委員	残間	正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正則君
総務課長	原	進君
まちづくり推進課長	神田	昌君
財政課長	佐藤	英美君
税務課長	濱登	幸恵君
町民児童課長	高橋	純君
認定こども園長	伊藤	悦子君
保健福祉課長	樋口	靖君
農務課長	河原	泰平君
水産林務課長	杉村	輝明君
建設水道課長	平田	大輔君
会計管理者	杉村	彰君
国保病院事務局長	西村	晋悟君
総務課長補佐	小林	和仁君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世紀君
財政課長補佐	井村	裕行君

税務課長補佐	奥村大樹	君
町民児童課長補佐	上野朋広	君
保健福祉課長補佐	浜高正明	君
地域包括支援センター所長	長内京	君
農務課長補佐	吉田有哉	君
水産林務課長補佐	藤井卓也	君
国保病院事務局次長	手塚清人	君
総務課主幹	中山康春	君
まちづくり推進課主幹	伊藤哲史	君
まちづくり推進課主幹	斉藤哲章	君
保健福祉課主幹	古守亜珠	君
保健福祉課主幹	水野万寿夫	君
保健福祉課主幹	垣本利子	君
地域包括支援センター主幹	今川勇吾	君
国保病院事務局主幹	三浦三津枝	君
国保病院事務局主幹	近藤智博	君
防災係長	岡島譲二	君
財政係長	稲船洋志	君
児童福祉係長	林亮輔	君
保健推進係長	安藤麗香	君
業務係長	北山典孝	君

《瀬棚総合支所》

支所長	増田和彦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田良子	君

《大成総合支所》

支所長	中川讓	君
次長	佐々木正人	君
主幹	藤谷希	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑英規	君
次長	山本亨	君
主幹	長内解人	君
主幹	尾野真也	君
給食センター学校給食係長	山崎英人	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長 丹羽 優 君  
係 長 小池 秀 樹 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記 長 原 進 君  
書記 次 長 小林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長 丹羽 小百合 君  
次 長 松原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長 丹羽 小百合 君  
次 長 松原 孝 樹 君  
主 事 大 辻 省 吾 君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） おはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達してございます。令和4年第2回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において9番、石原広務議員、10番、平澤等議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日と明日の2日間といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日と明日の2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） お許しをいただきましたので行政報告を申し上げます。

令和3年度各会計決算状況について報告いたします。一般会計のほか特別会計9会計と公営企業である病院事業会計の合わせて11会計であります。

はじめに一般会計では、執行率は歳入が100.50%、歳出は96.59%となる見込みであります。歳入歳出差引では3億6,155万7,318円となり翌年度に繰り越すべき財源として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る20万2,000円を令和4年度に繰り越します。実質収支額は3億6,135万5,318円となります。

基金条例第4条第2項の規定により、この額から2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立てすることとなりますので1億9,135万5,318円を基金に積み立て、残り1億7,000万円を令和4年度に繰り越すこととしたものであります。

各特別会計の実質収支額については記載の金額となっております、すべて翌年度に繰り越すこととしたものであります。

最後に病院事業会計では、収益的収支では合計8,258万4,420円の純利益を見込んでおります。

資本的収支につきましては、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果2,016万694円の不足となり、この額については損益勘定留保資金で補填することとなりました。

説明は以上であります。

次の2番目の工事発注状況、3番目の町長副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございますのでご参照願います。

行政報告は以上となります。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようよろしくお願い申し上げます。

それでは通告順により発言を許します。

8番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） 議長からお許しが出ましたので質問させていただきます。

本日は加齢性難聴者に対する町の取り組みについてご質問させていただきます。高齢化に伴い耳の機能が低下する加齢性難聴は多くの高齢者が直面している身近な問題です。加齢性難聴は一般的に50歳代頃から始まり65歳を超えると急増すると言われております。日本老年医学会の調査によると60歳代前半では約1割から2割の方、60歳代後半では約3割の方、75歳以上の方では7割以上とも報告されており、高齢化率が45%を超えるせたな町においてもその対策が急がれることだと感じております。難聴は直接的に高齢者の身体状況に影響を与えるものではありませんが、聞こえの状態が悪いことによりコミュニケーションがとりにくい状況となり、その結果、社会的な孤立を招き心理的、身体的影響が表れてくるとも言われております。また国の認知症施策推進総合戦略新オレンジプランに置いても、認知症の発症リスクの一つの要因として難

聴が挙げられており、難聴をそのままにしておくことは高齢化社会の中、様々な場面で影響が予想されています。国は障害者総合支援法において聴覚に障害があり、身体障害者手帳を交付されている方に対して補装具として補聴器を購入する費用を支給しておりますが、軽度、中等度の難聴者の方には適用されず、多くの加齢性難聴者の方は自己負担で補聴器を購入する。もしくは補聴器をつけずに我慢する状態だと推測されます。いつまでも健康に暮らせるまちを町の基本目標の一つに掲げ、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域づくりを目指すせたな町において、加齢性難聴者への具体的な取り組みが必要な時期だと考えますが、以下の点について町の考えをお伺いいたします。

1 番、町内の加齢性難聴者の実態把握が必要だと思いますが、お考えをお伺いいたします。

2 番、国の制度を利用して補聴器を購入している方の実態をお伺いいたします。

3 番、国の制度の対象にならない方へ町独自の補助制度の創設が必要だと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは横山議員の1点目の質問にお答えをいたします。

聴力低下やそのことによるコミュニケーションの問題を抱える高齢者は少なからずおり、それを機会に専門医を受診し治療をしたり、聴覚障がい診断を受ける方もいると理解しております。しかしながら加齢性の聴力低下についての実態把握はまだできておりません。今後、保健活動や高齢者訪問活動などを通し、高齢者の聴力低下による生活の支障についてなど実態把握に努めてまいりたいと考えております。

2点目の質問にお答えいたします。現時点で聴覚障がいの方の人数は90歳代から40歳代まで40人おまして、その内、補装具として支給されている補聴器を利用されている方は28人となっております。

3点目の質問にお答えいたします。町独自つまり聴覚障がいの対象とならない高齢者への補聴器補助制度の必要性についてであります。1点目に申し上げました実態調査を進めた上で、補助制度の創設の必要性等について検討してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） それでは再質問をさせていただきます。町の高齢者福祉計画という冊子が3年ごとに改定されて出ております。その第2章を開いてみますと、高齢者を取り巻く状況が記されております。この第2章には、人口の推移や要介護者の状況などが書かれており、高齢者の人口の推移も示されております。最新のもので令和2年、2020年の状況ですが、前期高齢者65歳から74歳の方がせたな町では1,525名、後期高齢者75歳以上の方が2,014名、合わせて3,539名、このように高齢者福祉計画には記載されております。先ほど私が取上げました日本老年医学会の報告を基にして試算してみますと、前期高齢者の1,525名のうち約3割が耳に何らかの衰えを感じているとしてみると約450名、75歳以上の方2,014名のうち約7割の方が耳に衰えを感じていると仮定しますと1,400名、合わせて約1,850

0名の方が聴力の衰えを感じている可能性が推測されてくると思います。1, 850名という数字、これは老年医学会の報告を基にして出していますので、これが必ずしも実態と一致するかという事は、かなり疑わしいことであるかとは思いますが、仮にその1, 850名のうち約1割の方185名の方が困難を抱えるとすれば、この方たちへの手を差し伸べていくことは必要なことであるというふうに思います。町長から国の制度の対象となっている方は、先ほど補聴器を購入する方は28名だというご報告がありましたので、仮に私の試算の185名の方が困難を抱えていて28名の方しか補聴器を使用されていないというふうになると、かなりの方が制度の対象外ということになるかと思えます。この辺は担当課がしっかりと調べていただきたいと思うんですが、かなりの方が対象外になっているというふうに思えますので、このあたりはしっかりと調査していただきたいと思えます。耳の聞こえの状態が悪くなる、そして他者とのコミュニケーションが取りづらくなる、そのことによっていろいろな社会参加が億劫になってくる、そして閉じこもり、そのあとフレイルの状態になっていくという連鎖が起きないように何らかの対策を講じていかないと、せたな町が掲げているいきいきと高齢者が暮らせるまちとはならないと感じております。先ほど町長の答弁では、まずは訪問活動やいろいろなところで実態を把握していくということでしたが、今お話ししたとおり高齢化率の上昇や学会の報告などからも、かなりの方が加齢性難聴の状態を抱えているという可能性が強く推測されますので、実態調査をするにあたっては、このような現状を踏まえ町独自の制度創設に向けて前向きな心づもりで調査をしていただきたいとこのように考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。議員いろいろな資料から推測あるいは予想をされて数字をはじいていただいているところでございますが、先ほども答弁差し上げましたとおり、現在国の制度の対象となっている方は40人おりますが、補聴器を利用されている方は28人、制度を利用されている方は28人ということで、まだまだ皆さん方が利用されていないと、この原因は何かということも、もちろん調査をしなければならぬというふうに思っておりますが、いずれにしましても、今後この実態把握をしっかりと進めた上で、その状況を把握してまいりたいというふうに考えているところでございますのでご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） それでは再々質問をさせていただきます。施策を遂行する上で、しっかりした実態把握というのがまず必要になってくると私も思います。ただその実態把握をする上でも基礎的な資料とかがたくさんあると思います。その一端を私いろいろ文献とか論文を読んで調べさせていただいたものを先ほど紹介させていただきましたが、それは当然、町の当局もしっかりとできることだと思いますので、そういうものを調べていただくと、かなりの方が加齢性難聴で困難を抱えているということがおわかりになると思えますので、ぜひしっかりとその辺は制度創設のために前向きに調査をしていただきたいというふうに思います。道内でも先進的にこのような町独自で国の制度に乗らない方々を救う制度を作っておられる市町村もありますので、そういう先進事例もしっかりと調査していただいて、なぜそういう市町村ではその制度が作られ



ているのか、独自の制度が作られているのか調べていただきたいと思います。まず制度の創設をしっかりと検討していただくということを最初に要望しておきたいと思います。そしてもう一つ大事なことは、私は加齢性難聴にならないようにすることが大切だと思うんです。その加齢性難聴にならないためには予防と啓発活動の2点が非常に大切になってくると思います。糖尿病や心疾患、腎疾患は聴力に影響を及ぼすことが示されていますので、このような疾患に陥らないような保健指導は聴力の維持にも大切なことだということを町民の皆さんにお知らせすること。またせたな町は一次産業主体の町であります。特に一次産業の方々は常に大きな音にさらされています。そのような音は加齢性難聴を進行させることだというふうなことを注意喚起する。このことも非常に大切なことだというふうに思います。私も農家ですので、常日頃エンジンのついた機械を使っております。特に今は雑草が生い茂る時期ですので刈り払い機を使います。耳に近いところで一日中エンジンのついた機械を操作する。これも調べてみますとエンジンの音は90デシベルから100デシベルと言いますから、車のクラクションぐらいの音が出てるそうです。そういう音に常日頃さらされているというふうなことは、非常に加齢性難聴においても危険なことだというふうなことも報告されています。若いうちからこのような大きな音にさらされていることによって、だんだん年を重ねていくうちに聞こえが悪くなるという状態も報告されていますので、ぜひ若い人たちにもしっかりと予防しないと将来大変になるよという啓発活動、このようなことも必要だというふうに思います。またご高齢の方と一緒に住んでおられる方や高齢者と日常的に接する機会の多い方へは、顔を見てゆっくりその方とお話する。またテレビの音や騒音の中で1対1でしゃべるとなかなか聞き取りづらいということもわかっておりますので、静かな環境で話すなど関わり方なども町として組織的にアドバイスするこのような環境も整えていってほしいと思います。すぐにできることとして、広報せたなを見てもみますと保健師からの健康アドバイスというコーナーが毎月掲載されています。そのような中でもまずは取り上げていただくというのも一つの案なのではないかと思っておりますので、ご検討願えればというふうに思います。高齢の方や障害のある方など社会的な弱者と言われている方へ温かいまなざしで対応する町、そういう町になっていただきたいと私は思います。そういう意味でも予防活動や啓発活動というのが非常に今後大切になってくると思いますが、この点につきまして町長のご所見をお伺いして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 加齢による障害としては、難聴のほかにも老眼、足腰の衰え、認知など様々発生をしております。その中で特にこの難聴の質問でございました。今後、実態把握につきましても、老人クラブなどで実施する健康相談や高齢者に対する訪問活動の折に、聴力低下を認める方がおりますので、聴力の程度や生活への支障、耳鼻科の受診状況及び補聴器使用の要望などをしっかりと聞き取ってまいりたいと考えております。そうした高齢に伴う障害の中で町の施策としては、例えば足の確保、配食サービス、デイサービス、保健訪問活動、様々な事業を現在展開をしているところでございます。その中で高齢者が1番不安と訴えていることは、1人で生活できなくなったあとのことでもあります。町ではこうした状況を捉えて最後まで安心してせたな町

で暮らしていただけるために、現在生活支援ハウスや三杉荘、そして雅荘の再開など鋭意不足している施設整備など進めているところをごさいます。加えまして不足している人材確保、介護人材、福祉人材の確保にも取り組んでいるというところをごさいます。超高齢化時代と核家族化が進んだ今、優先すべきは何なのかということも考えながら、1度に全てを解決することはできませんので、一つずつ急ぐところからしっかり解決してまいりたいと、取り組んでまいりたいと。最後に高齢者の皆さんが、せたなで暮らしてよかったなあと言ってもらえるような町づくりをこれからもしっかり目指したいと考えております。議員のこのご提案もいろいろ参考にさせていただいて、そういった町づくりを進めてまいりたいと考えておりますことをご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 続いて一般質問を続けます。

9番、石原広務議員。

○9番（石原広務君） それでは一般質問させていただきます。まず1問目、新型コロナウイルス対策本部についてです。今年度の開催期日と協議内容をお知らせください。今後、役場外からもメンバーに入れる考えは町長にごさいますか。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 石原議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス対策本部につきましては、災害時の対応を目的に設置する災害対策本部に準じて町内でのコロナウイルスの感染が心配される中、それに対する町の対応と職員の情報共有等を図る目的で令和2年2月25日に設置されたものでごさいます。

組織体制については本部長を町長として、副本部長に副町長、教育長、各区支所長、各部長に各課長、せたな消防署長を配置して10の対策部からなっております。対策部における業務の一例といたしましては、町内に新型コロナウイルスの感染が発生した場合に、消毒等の直接的な作業や感染症予防対策に必要な資機材等の確保、また国、北海道等からのコロナ対策指示などに従い感染対策の実施や住民周知に加え、感染拡大を防ぐため町有施設の休館などに係ることについて対策本部会議で協議し決定しております。

議員からの1点目のご質問の今年度の開催期日についてでごさいます。現在まで対策本部会議は24回を開催しておりますが、今年度についてはまだ開催していません。

2点目の今後、役場外からもメンバーに入れる考えについてでごさいます。新型コロナウイルス対策本部は、町内に新型コロナウイルスの感染が発生した場合などにおいて、役場としての対応を明確にして迅速な対応を目的としており、あくまでも役場内部の組織でありますことから、役場外からのメンバーを入れることは考えておりません。

以上でごさいます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） それでは再質問させていただきます。私の一般質問の通告は本当に短文だったんです。その上で町長のほうから組織の体制とか、いろいろ深いご答弁をいただいたんですけど、それは対応マニュアル、そこも含めていろいろあった上でやられてると思うんですけど、ただその上で、今年度、開催されてない理由が、このあとご答弁いただきたいんですけど、開催さ

れてないこと自体、町長自身に危機感がないと言わざるを得ないと思います。せっかく本部長を町長において、副本部長が副町長、教育長、で部長に課長職、せとな消防署長まで入ってるというようなことで説明をいただきましたが、せっかくそういう体制を整えて機能してますか町長。機能してると明言できますか。それで役場内からのメンバーを入れない理由は、要は迅速な対応ということですが、立ち上げる時に常任委員会の場で、要は、ほかの方面からも意見を聞く意味で、例えば経済界とか、あえて言わせてもらえれば、それに合わせて医療の現場、介護の現場、そこから多くメンバーを入れて、確かに感染者が出た時は緊急な対応はそれは必要です。でも緊急な対応が必要という割には、今年度まだやられてないんです。今ウイズコロナとか、アフターコロナとか、いろいろな言葉も、もうかなり以前からそういうことが出てきてるんです。役場内からも、いろいろな見地というか、意見を聞く意味でメンバーにぜひ入れて、定期的な開催をし、いろいろな意見を聞きながら、町として対策本部として対応するべきと思います。マニュアルのほうからいくと、要は周知の部分も全然なってないし、下手すれば役場に関係するところから感染者が出た。その情報でさえ職員に伝わってないという現状も今の段階であるんです。以前からなんでしょうけどね。せっかくこの新型コロナウイルス対策本部があるんですから、さらなるメンバーの増員も含めて、今後ウイズコロナ、アスターコロナに向けて町民に対し、町民の安全を守るきちんとした情報提供できる、役場一丸となって、町民一丸となって進められるような形にしていきたいと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 対策本部会議につきましては先ほどを説明したとおりでございまして、議員おっしゃるような町民あるいは関係機関を含めた会議というのは、町で言うと防災会議でありますとかそういった会議体を持っておりますが、これあくまでも庁舎内部の情報共有、あるいは、そういった例えばまん延防止措置が発動された場合などの対応について、しっかり内部で調整をするという、そういった会議でございまして、これについては一般町民、関係機関を加えるというようなことは考えていないということでございます。そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 対策本部の目的からいろいろマニュアルの中に謳われているんですけど、全て言うのはあえて避けますが、町長その中の例えば感染症予防対策、これだけでも6項目あるんです。迅速かつ適切な対応ということが目的の中に含まれてるんですけど、これ例えば役場内部のことであったとしても、これ定期的な検温、平常時における健康状態の把握、窓口等の日常的な消毒の実施、この5項目はこれ私としてはぜひ実施していただきたいんですけど、これ業務上無理だと思うんですけど、定時退庁の徹底、これ今部署によってはその高齢者を抱えてる、1次産業抱えてる、これなかなか定時退庁の徹底っていうのは困難だと思うんです。こういうことも基本的に謳ってるわけです。この対策本部の会議を24回やっていると。なんか首かしげることありますか。その中じゃ感染対策について、深い意味での協議ってされてますか。いや私はされていないとは言わないんです。深く町のために、町民のためにそういった会議を有意義な形にしてい

ただきたいという意味で、経済界あるいは産業団体、介護医療の現場からそれぞれ抱えてる不安や悩み、要望そういったところも含めて、せっかく立ち上げたんですからそういった対策本部の中で取り入れていただいて、きちんと町民に対して対応できるような形でぜひしていただきたい。あと戻るんですが、町民への正確な情報提供、これちょっと強くなってしまいかもしれませんが、最近の状況だけお伝えしますが、正確な情報って伝わってないんです。町長これ他町からも隠蔽体質っていうふうに一部レッテル貼られているんです。近隣町の事例を挙げて比べられてそういった評価になったんでしょうけど、具体的に申しますと役場、支所どちらとは言いません。先日感染者が発覚したと防災無線が流れたのに、おいおいなんで次の日流さないんだということもあったんです実際に、細かいことかもしれませんが。そういったところも一つも抜け目なくと言ったらちょっと大変な状況になりますけど、感染対策本部を立ち上げせっかくこういった本部長、町長をはじめ、きちんとした部署を設けてるわけじゃないですか。そこがきちんと機能するように繰り返しになりますが、役場外からも意見集約の意味で、ぜひ各方面からメンバーを増員していただいて、町のために感染対策、今後の町の対応として、ぜひきちんとしたものに構築していただきたいと。構築していくべきというふうに申し上げ質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まずコロナ対策本部会議につきましては新型コロナウイルスの感染等によりまして、町内に影響を及ぼす場合、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置など国、道からの感染拡大防止をする対策などが打ち出された時に基本的に開催をしております。現在は、まん延防止等重点措置が終了しているという状況でありまして、全体での対策本部会議は開催しておりませんが、総務対策部を中心に感染状況の情報共有を図り、町民の皆さんには、感染拡大を防止していくため基本的な感染防止行動の徹底を防災無線、広報等で周知しているところでございます。したがって感染対策につきましては、国の感染対策等に基づきまして、町も全力でそれらを実施するように町の皆さんに広報等でお知らせをしているというところでもございます。一つの例としては、3密対策、マスクの着用、手指消毒、換気あるいはワクチンの接種これらについては、非常に町民の皆さんにも協力をいただいて成果を上げてきているところでございます。また情報の提供のご質問もございましたが、これは私たちとして、この個人情報保護という観点もございまして、できる範囲でしっかりと情報を提供させていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて石原議員の2問目の質問に入ります。

石原議員。

○9番（石原広務君） それでは2問目の一般質問をさせていただきます。

雅荘の再開についてです。1つ目、再開に向け現在の介護職員の確保状況をお知らせ下さい。

廃止された雅荘の修繕に関して、その箇所と見積額を報告して下さい。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは石原議員の2つ目の質問にお答えをいたします。

せたな雅荘については、雄心会において令和5年4月からの再開に向けて準備を進めていると

ころであります、議員ご質問の現在の介護職員の確保状況につきましては、5月末現在で6人の職員を採用しているというお話しを伺っております。

2点目の修繕の関係についてであります、現在、設備等に係る点検調査を実施しているところであり、必要な修繕に係る見積額を業者に依頼中という報告を受けているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 昨年11月11日、現地視察をしたあと常任委員会に戻って担当から施設設備の確認状況を報告いただきました。その時点で電気設備、これは北海道電気保安協会等に点検を行っている。今のご答弁でいくと、今いろいろやってるんだと。見積額も具体的には上がっていないということでの町長の答弁でしたが、これ11月11日開催の常任委員会の時点で、電気設備含め、要はこの中には具体的にキュービクルなどのことも報告あったんです。正面玄関のドアの鍵、これ細かいことですが錆びついているとか。あとは水道設備もパッキン等が乾いていて、これは軽微な修繕が必要だと。そのほかには調理器具の一部カビが見られると、これは掃除等で対応できるというが、これらが想定されるというような報告だったんです。私が今この常任委員会の時もそうでしたけど、心配されるのが修繕の部分进行调查して、ある程度の修繕箇所が出てきて、その修繕費のことも常任委員会の時もきちんと雄心会さんと協議してくださいと。要は雅再開に向けていろいろ協議がされ、やはり雅荘単体で事業運営は困難だと、1億2,500万ぜひ町で補助してくださいという要望が出てきたんです。いろいろ経過経緯がある中で1億2,500万が決まったんです。今年度に関しては、いろいろな問題がありますけど3,600万、これ雄心会さんに渡る形になっているんです。質問戻りますけど、まず介護職員に関しては6名の確保ができたようだという情報を町は受けてるようですが、これ合わせて入所者の確保の見込み、これ町長、何か情報あればお知らせいただきたいんですけど、町長としての考え、この再開に向けて、今年度だけで準備期間、これ申し訳ないですけど、これ常任委員会に1億2,500万の要望が出てきた段階と、そのあとの理由、これ後付けで今年度に関しては準備期間ですという説明に変わったんです。準備期間なのに公金が3,600万かかると。今だにひっかかったままなんです正直言うと。私としては、修繕費の問題、要は雄心会と町側が担当含めて協議でもめてほしいんです。いろいろな調整も含めてね。この常任委員会のときは、建設課に一応知恵を拝借する意味で、ある程度の修繕費、これ金額押さえておく必要があるんじゃないですかというような趣旨の質問に合わせて、そういったことも言わせていただきました。これ5年で1億2,500万、これ今の段階で介護職員が6名、来年4月1日の再開を見込んでると。町長のはっきりした答えでいいんですけど、これはあくまでも私個人的な、その認識、今までの状況からいくと、これ再開して29名満床にならない。定員割れの状況で続く可能性もある。これはもう町側からも報告いただいています。5年間で1億2,500万、6年目以降、仮に雅荘再開したと。うちのお父さん、うちのおばあさん、じいちゃん世話になりますと、入らせていただきました。落ちついたところで5年目以降、以前、恵福会としての見解でしたけど、雅荘は単体で事業の運営は困難と、その上で町に1億2,500万の補助金を要請してきたんです。これ入所者が入りました。定員は29名です。29名確保というか、入らせていただいた、入れた。町民

サイドにしたらこれ雅荘さんでお世話になれると。職員も雄心会のもと高齢者のために介護の仕事を一生懸命頑張るということで、仮にその職員として働いた6年目以降、私としては、これ不安は払拭できません。町側からの6年目以降の補填もわかりませんし、民間の事業ですから事業として当然のように経営という意味では、収支をきちんと考えるわけです。やはりできません。6年目以降、恵福会から引き継いだ事業の一つ雅荘の事業は、うちとしてはできませんと言ったときに、入所した方、町民、あと働いてる介護職員、これ行き場どうなりますか。そういった不安が払拭できないです町長。ただ今はっきりしてることは、今年度は準備期間、来年度以降1億2,500万から5,000万以上来年は予定されているようです。問題になっていた1億5,000万の補助金の返還、常任委員会ときは私はメリットというか、似つかわしくないんですけど、要は1億5,000万の返すべき期日が過ぎるんです。町長、今の段階でそこだけを1億5,000万の返還これを避けるがために雄心会に対して雅荘再開という名目で公金1億2,500万をつぎ込んで、その1億5,000万の時効と言いました私、常任委員会ではっきり言いました。それを交わすがための今回の行為だと言わざるを得ませんが、町長その辺に対して見解を答弁いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員にお伺いします。質問の中身は修繕費の協議をなさいつてことが2回目の趣旨なんですか。質問の内容からいったらそういう形になると思うんですが、その辺だけはっきり。今の2点目の最終的な質問に対しての答弁したら、今後の修繕費についてきちんと協議すべきだということの扱いよろしいですか。

○9番（石原広務君） その点は町からきちんと答弁いただけてますから。それから議長の見解を述べてください。

○議長（真柄克紀君） 確認だけしました。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず最初の質問に合わせて答弁を差し上げたいというふうに思います。介護職員の確保については、先ほどの答弁で現在のところ6名と申し上げました。これは順次、採用を進めていくという話でございます。入所者の見込みにつきましては、これはこれからのこととございまして、希望する待機者につきましては当然入所できるというふうに今見ております。

修繕の関係につきましても、今まで電気が入っていないという中で、なかなか細部までの状況を把握できていないということでありましたが、今回、電気も入れて、水道も入れてということとございますので、それら全て状況を把握できるということで、いろいろな部分について必要な箇所の見積りをこれから進めるという状況になっていきますので、これは金額については今の時点では申し上げることができないということで答弁をさせていただきました。

そのあとの疑問につきましては、これは雅荘の再開から外れると、当初の質問からずれる部分ということとありますので、このことについては答弁を控えたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 議長からも指摘を受けた上で私は町側できちんと答弁いただけるというふうに議長の提言を退けながら町長の答弁を待っていたんですけど。

まず修繕に関してですけど、これ見積額もこれからなんでしょうけど、これ間違いなく雄心会さんのほうで、今回今年度に関する3,600万ではなくて、自賄いで修繕が出てきたら直す方向で町側は協議しているという認識を持ってよろしいのかということと。あと町長、再開して質問と違うのであえて答えてませんと。再開したあと雅荘は、小規模特老として運営されるんですよ。それが再開されるんですよ。今の段階では5カ年計画でしか常任委員会含めて議会に報告ありません。再開された後、5カ年計画の6年目以降の事業に対して今の段階で町長きちんと明確に町の考えとして、町長の考えとして示すべきなんです。再開したら入所者がいるんです。お世話になる家族もいるんです。働く職員もいるんです。そういった方々の不安払拭のために一度廃止された小規模特老雅荘を再開するんだと。町長公約の一つに上げたじゃないですか。その上で先々のこともきちんと町民に分かるような形で、質問の内容と違うから答えられませんっていうことではなくて、私の聞き方が間違っただけであれば、それはそれでご指摘をいただいても結構です。ただ今の段階で1億2,500万の公金がつぎ込まれようとしてる。1億5,000万の補助金これを避けるがために1億2,500万がつぎ込まれたんではないと。再開したら今後は安心して入所してください。入所者含め家族にそういった言葉が町長として、今の段階で伝えるべきだと思うんです。そこも含めはっきりとしたご答弁をいただきたい。これで質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長、意欲のほどをお示してください。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。今、この再開を目指す、再開をするということでスタートして様々な準備を進めている段階でございます。町としては、できなくなったということは考えておりません。その辺の想定はしてございません。あくまでも再開をして今待機されている必要な入所者をしっかり入所していただいて、サービスを提供していただけるというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） それではただいまより10分まで休憩とします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番、大湯圓郷議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、町長にパークゴルフ場の整備と利用料金についてお尋ねしたいと思います。①から④まであります。もう結果の出ているものもありますけれども一応読ませていただきます。

以前にも質問していますが、町外の70歳以上への高齢者へのプレー料金をせちな町民と同じにしないのはなぜか。

②休憩室の階段を作業員に直させるのはいかがなものか。

③飲み物の自動販売機を置いてほしい。

④パークゴルフ場の開場期間について条例では11月15日までとなっていますが、シーズン券の購入者に対し10月23日まで利用と説明があったようですが理由をお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大湯議員のご質問にお答えいたします。

1点目のプレー料金につきましては、町民と町外の方とで分け隔てなく開設当初から同じ料金でプレーをしていただいております。

2点目、休憩室の階段を作業員に修繕していただいた件ではありますが、過去から作業員の方達には芝刈りや草刈りのほか施設の管理もお願いしており、修繕や作業機械の整備などもやっていたところでもあります。また作業員の募集の際には施設管理を含めた募集と、雇用条件通知書にも施設管理の業務も併せて記載させていただいておりますので問題は無いと考えております。

3点目の飲み物の自動販売機につきましては6月7日、昨日設置済みでございます。

4点目の開設期間についてであります。せたな町北檜山グリーンパーク条例においては、開設期間は4月15日から11月15日までとしておりますが、特に必要があると認めた場合には変更することができます。近年は雪解けも早く4月15日前からパークゴルフ場を開設しております。今年度は4月11日、昨年度は4月8日に、一昨年の令和2年度は4月6日に開設しております。ご質問の閉鎖時期を前倒ししている理由につきましては、毎年10月下旬に傷んだ個所の芝生張替を実施しておりますことから、張替後の適切な芝生管理を目的に10月末を目途に閉鎖しているものでございます。こうした理由によりシーズン券の販売時におきましては、開設期間を明記した上で毎年販売しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま町長、高齢者のプレー料金等につきましてせたな町民と同じ金額で利用していただいているということになりますけれども、これはせたな町民と同じということは70歳以上の町民はせたな町民と同じと言ってますけれども、町外の人になぜそれだけ安くしなきゃならないのかという理由をお伺いしたいと思っております。安いんですね、知ってますか。それ町長ちょっと勘違いしてるんじゃないかなと思います。一般の人は高校生以上は1日620円払っているんです。70歳以上はその半額なんです。そういう数字なんですよ。倍なんです。そういうことで、それでなおかつ町外の70歳以上にその安い金額でプレーをしていただいているということは、どうも私は納得いかないんです。これで3回目か4回目になりますけれども、町外の人に税金も払っていただけてないのに、何で安くしなきゃならないの。そういうふうには考えます。町外の70歳以上の方です。高校生以上1日620円ですけど、だけどそういうふうには町長なんか私の質問が変だなと思うのは、町長ちょっと理解不足でないでしょうか。

それから休憩室のことですが、そういう作業もしなきゃならないということで、それは理解できます。私も直してくれた階段も確認いたしました。何年持つかわかりませんが、



ました。自動販売機のほうは昨日、私が行きましたらちょうど設置終わったばかりでございました。期間は今、町長が説明のとおりでございますけども、何でこの金額が町外の高齢者の人に安くしなきゃならないのかというその理由が欲しい。安くしなきゃならない意味はわかりません。それを一つ①の部分だけです私が質問させていただきたいのは、お答えいただきたいと思います。終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。大湯議員の質問はこの町外の高齢者のプレー料金をせたな町民と同じにしないのはなぜかという質問でございました。したがって同じにしていますというふうに答えたところでございます。

ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長、質問者は要するに町外の高齢者を何でそういう形で優遇するとかそういう形にしている理由、その政策的な考え方を聞きたいということです。通告外です。だからどういう料金設定の基本的な考え方、どういう形でそういうふうになっているんですかということですから、それは通告の中に入って構わないんじゃないですか。考え方を教えてくれって質問者言ってるんです。いいですか、そしたら答弁いららないんですか。質問者ももうちょっと明確な形で質問してください。

大湯議員。

○7播（大湯圓郷君） ちょっと質問要旨に対する私が間違えましたということで申し訳ございません。私の言いたいことは、町外の高齢者70歳以上の方も、せたな町町民の70歳以上の人と安い金額でやってるよ。プレーしてるよということで、他町の70歳以上の利用者に対して、なぜ安くしなきゃならないんですかっていう意味の質問をしたのが、ちょっと私のこの書き方がおかしかったので申し訳ないと思いますけれども、町外の70歳以上は高校生以上の一般の620円、そういうのを何して利用料金をそういう数字にしないんですかっていう意味の同じ料金ということです。ここ高校生以上の普通の一般の人とおんなじ数字の使用料を取る事でいいんじゃないんですかっていう意味です。よろしいですか。

○議長（真柄克紀君） 大湯議員、要するに他町村の高齢者にも高齢者割引をして同じ金額でやっていると、そのことが公平性からいっても、町民の負担からいっても考え方としてはおかしいんじゃないんですかっていう質問ですよね。だからそれはその考え方はどういう考え方で、そういうふうにしてるかっていうことを町長から説明できればいいわけですよね。

○7播（大湯圓郷君） ちょっとつけ足しで言います。大概の他町村のパークゴルフ場は、町民が安くて町外の人若干高いです。そういう数字になってます。それはおかしいんじゃないかなって感じで、その高齢者の利用料金についていいですか。

○議長（真柄克紀君） 質問の中身はそういうことですから答弁を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。今高齢者割引、70歳以上は高齢者割引をしているというご発言でございましたが、町としては高齢者割引をしているということではございませ

ん。これは、それぞれの年代に応じてプレー料金を設定してということをごさしまして、割り引いているということではございません。したがしまして、そういったことで一般の町民も、町外の方も同じ料金で設定しているということをごさします。これはほかの使用料についても、ほかの施設使用料についても同じような考えで今やっているところをごさします。

○議長（真柄克紀君） 町長確認だけしますけど、そういうの高齢者割引と言うんじゃないですか。違うんですか。それなんていう政策なんですか。標準的に考えたら70歳以上に対して料金が変わってると言ったら高齢者割引という扱いにならないんですか。違うんですか。

○町長（高橋貞光君） 割り引いているのではなくて、最初からそういう設定をしないと。要するに温泉料金だって子供安いですよ。それは割引ではないんです。子供料金。

○議長（真柄克紀君） ちょっと休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時25分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を開きます。

大湯委員の質問趣旨を再度確認いたしましたので、これ3回目ということになりますけど、その質問の趣旨に沿って、今の段階でこう考えてること町のほうから再度答弁願って終わりにしたいと思います。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 様々なこうした料金の設定につきましては、これですといくということではございません。その状況に応じて合った料金設定をするということになりますので、その点についてこれから大湯議員の意見も踏まえながら、どこまでやれるかわかりませんが検討を加えていきたいというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） これで大湯議員の一般質問終わります。

続いて10番、平澤等議員。

○10番（平澤 等君） ただいま議長から発言の許可がございましたので、私のほうから一般質問2点用意してございます。

まず1点目でございます。農業施策についてということで町長にご答弁をお願いしたいと思います。本町の基幹産業の一つである農業を取り巻く情勢は、日々大きな変化をしております。収束の見えないコロナ禍において、消費減退による農産物価格の低迷に加えて、国際的にロシアのウクライナ侵攻による影響で飼料、肥料等の原材料の輸入が困難となっております。先般、全国農業協同組合連合会は、原材料価格高騰を理由に肥料価格を最大94%の値上げを発表し、さらに北海道農業協同組合連合会も主要11品目平均で過去最大となる78%の値上げを発表とマスコミ報道がございました。農業生産に係る肥料、飼料、燃油、諸資材の異常ともいえる価格高騰は農業者経済が大打撃を被るのは必至の状況です。町として具体的な緊急対応策を講ずるべきと考えています。

町長の所見を伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 平澤議員の質問にお答えをいたします。

コロナ禍だけでなく、円安やロシアによるウクライナ侵攻など収束が見えない世界情勢によりまして、燃油や飼料に加え肥料価格の大幅な上昇が発表され目が離せない状況にあります。燃油や家畜飼料については、国の燃料油価格激変緩和補助金や配合飼料価格安定制度によりまして、上昇速度は停滞もしくは緩やかなものとなっていますが予断は許されない状況です。肥料に関しては、報道にあった大幅な価格上昇の影響については、町内の農家のほとんどは今年度分を確保、施肥していることから来年度用の購入時に影響が出てくるものと考えております。当町においては、4月22日に議決いただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用して、既に米価の下落や資材、飼料高騰の対策を打ち営農意欲を高められるよう支援したところであります。国におきましても、燃油、飼料関係の補助のみならず、肥料も含めた新たな支援の検討に入ったと聞いております。農業資材費の高騰は全国的なものであることから、今後の国の動きを注視しながら町としての対策を検討してまいりたいと考えております。

ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 再質問をさせていただきます。町長の答弁では、ただいまあったように、コロナに対するコロナの対応策として国から来た対応資金、それについての政策、これは前のものなんです。私今回質問したのは、この前、先般って書いてますけども、本当に生々しいつい最近なんです。それまでそういう空気はあったものの、今この情勢により大変なことになってるんだということなんです。それを踏まえての考え方を今、町に対してお聞きしたんであって、そういう前みたいなことでなくて、非常に喫緊の大きな問題が今ぶら下がって目の前にある。ただ今町長おっしゃいましたように、今年はまだ肥料については、もうほぼ終わり、これから秋蒔き麦の播種もしくは野菜の関係なんかでも、これから追加の分あると思うんですけども、私は早いうちに、それなりの対応しておかなきゃならないという点について町長に姿勢を伺ってるわけでございます。先ほど町長の答弁中にもございましたように、政府のほうでは激変緩和で約2兆7,000億の分の用意をして、これは何か形で来ると、補助事業として出すのか、まだ内容については詳細なことは受けてございませんけども、私が今回言ったのは町として具体的な緊急対応策、何か考えなければダメじゃないかと。これは何度も申しますけども、町の基幹産業の一つ、農業、漁業、第1次産業です。そういった面を考えた中に、やはりいつも肝いりで町長が発言しているようにしっかりとした対応策、そして持続可能な農業が継続できる、そういったことについて何らかの方策をしっかりと打ち出していきたい。ただ今ここで町長がこうします、ああしますと発表するのはなかなか困難かもしれません。しかしそれに向けて、来年度に向けて何かプラスアルファします。ただコロナに対する30何項目の項目は、あれはあくまでも過去のもの。今これからさらにプラスアルファでしなきゃならない問題を町として考えていただきたい。この分についてももう少し突っ込んだ答弁をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。今年の秋蒔き小麦の肥料につきましてはもう既に予約済みということで、これは直接影響は受けないということで伺っております。したがって、来年度使う肥料が値上げの対象になるということでもありますので、これらにつきましては、今議員おっしゃいましたように国も相当の覚悟で現在対策を検討しているということですので、現在のところ私たちには、その内容についてはまだ届いておりません。したがってそして国の対策の内容なども見極めながら必要な対策を町として打っていくということになるかというふうに思います。いずれにしても肥料につきましては、議員、釈迦に説法のことだと思いますが、窒素、リン酸、カリ、この3要素を科学的に合成するという肥料でございます、残念ながら日本にはこの原料となる鉱物資源、あるいは化石燃料が無いということからほとんどが輸入に頼るという状況からこうしたことになってきております。安定した農業経営がこれからできるように私たちとしてもしっかりと対応してまいりたいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 再々質問するというふうなことにするとかなり町長に対してしつこいと思われるかもしれませんが、今町長の答弁聞く範囲では、私の今回質問した具体的な緊急対応策をすべきでないかという私の質問なんです。具体的が厳しいのであれば、今の情勢を見ながら対応していきたいというのは、何か伝わってくるものが少し寂しいんです。やはり日頃町長が口にしてる基幹産業をしっかりと守ることから言えば、これはやはり少ない財源の中でもしっかりとした対応について、国策の2兆7,000億がどういうふうに来るかそれを見極めるんじゃないくて、町として、この分については積極的に何らかの対応をしていきたいというような答えが得られれば私は非常に第1次産業に携わってる方に対しては、農業者もちろんですけども、燃油等に関しては漁業者に対しても、また林産業に関しても同じようなことだと思うんです。そういうことで1次産業全体通じた中で、町としての考え方をこのようにしていくんだというふうなことの意気込みについてしていただければ、今回値上げに対しての影響を受ける方に対しては心強いバックアップなると思っておりますので、力強い答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 議員おっしゃいましたように、具体的に力強いバックアップをしていくために、国の状況を把握するという必要が出てくるというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて平澤議員の2問目の質問に入ります。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） それでは2問目の質問に入らせていただきます。これも町長に対し答弁を求めるものでございます。両農協の合併について、これは新函館農協と北檜山町農協のことを指してございます。新函館農協と北檜山農協は令和4年3月正式に合併を調印されました。そ

して令和5年2月1日新函館農協として移行されます。せたな町内に基幹支店がおかれ檜山北部の拠点になると思います。総生産高はせたな町内において50億円に及ぶとされており、農業の振興発展に大きな成果が期待できるところでございます。現在、円滑なる合併移行に向けて機構的、また施設の整備を進めているとのことです。その中でせたな町内に置かれる営農センターは、営農センターの容量が不足とされ増改築が必要との情報がございます。町として積極的な支援策をするべきと思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2問目の質問にお答えをいたします。

新函館農協と北檜山町農協は、来年2月1日の合併に向けましてこの春調印し、鋭意合併に向けて作業を進めているというふうに聞いております。当町といたしましても、両農協が合併することによる効果として、人材の確保による営農指導の向上、両農協が有するブランドの拡大や全町的な振興作物の取り組みに伴うせたな町ブランドの創設、計画やビジョンの統一による農業施策の一本化など、農業情勢が厳しい中、町を挙げての持続可能な農業振興に資するものとして大いに期待しているところであります。現在両農協は盛んに調整を行っている最中と聞いております。長年の悲願でありました基幹産業を司る農協の新体制は、今後のせたな町のまちづくりに大きく係ることから、合併の調整会議の進展を注視しながら総合的な支援を検討してまいりたいと考えているところでございます。

ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） 再質問をさせていただきます。この件についても町長も先ほど同じように前向きに向かっているかのような感じなんですけども、いまいち伝わってくるのが少し寂しいと思います。懸案であった農協合併は、北檜山町農協は創立75年を迎えて、この前の4月の総会において来年の2月1日から施行されるので、この北檜山町農協の総会最後になりますというようなことです。そしてまた大きな器の中で、新函館農協の基幹支店という形でせたな町内に置き、そして今の段階で合併前に新函館農協が当初13農協が合併する時には、若松農協、瀬棚農協、大成農協そして全部が一緒になって若松に支店を置いた中で、今回北檜山が一緒になった中で、このせたな町が一本化された中で基幹支店として町内に置かれるという中で、それぞれの今まであった営農施設、それからそのほかの経済施設、購買施設とかが集約されてくるということで、将来的にせたな町内の合併した営農センター及び基幹支店については、非常に大きなウエイトがあるというふうな判断ができると思うんです。そういった中において、今町の中に町長が申されたように総合的に非常に内容については、これから活動の内容から営農形態については、町としても非常に注視していくし、それに期待するものがあるというふうなことでございます。そういった点から見た中では、今回この私の質問の内に言いましたが、やはり施設的にしっかりとした物を作って、さらにはまだ隣町にはまだ合併してない農協ございますけども、総合的に北部檜山の本当の芯なる基幹支店として農業の要になるというふうなことでの位置付けをしていかなきゃならないし、せたな町もそれにマッチしたものについてしっかりと対応して器を整えてお

く必要があると思うんです。そういった意味で、いろいろな費用かかる時に非常に大変だと思うんですが、農協も当然頑張ると思いますが、町としてもしっかりと支援体制を取るようになっていただかなければならないとこのように考えるわけでございます。そういった中で先ほど町長は検討するとございましたけども、先ほどの前の質問と同じように、やはり積極的に町として後支えをして基幹産業支えていくんだと。そしてまた農協に対してもしっかりした組織の中での位置付け、それについて応援するんだと、このことについては、先般もう大分前ですけども、漁協の合併、もしくは新函館農協が発足当時に対しての合併の仕方についても、町の行政機関としてのそういう応援した経過がございます。今回もこの成り行きよった中で、せとな町として一つの農協になったという節目を迎えたことに対しての町としての基幹産業、そしてそれに対するいろいろな人的交流、物的交流、その点についても要になるせとな町としてしっかりと対応を望むものでございます。先ほどの質問と同じようなこと言いましたけども、やはりさらに一步踏み込んだ町としての支援体制を町長としての考え方を伺いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。議員もおっしゃいましたけれども、農協は営農指導、資材、金融共済、店舗などを通して農家の経営はもちろん、町の農業振興、ひいては我が国の食料生産に大きな役割を果たしているという理解をしております。農家の減少、農業のグローバル化などを取り巻く環境が急速に変化をして、これに対応するため農協の再編が進んでいるという状況でございます。今回の合併はそうした意味からも大いに歓迎すべきで、両JAの努力と英断に敬意を表するものでございます。営農センターのお話が出ました。これは営農相談や指導、販売を仕切る要の組織ということになります。多くの職員の配置が予定されているというふう聞いております。こうした合併に対する支援につきましては、旧町におきましても、農協、漁協の合併時には様々な支援をしてまいりましたし、新町におきましても施設整備等の支援をしてきたところであります。これら1次産業につきましては、町の大事な基幹作業をということで、これをしっかりと守っていかなければならないという観点から前向きに議会と一丸となって考えてまいりたいというふうに思いますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 平澤議員。

○10番（平澤 等君） すいませんもう少し突っ込んだ中身ということで、町長先ほどの答弁と同じように、今回この農協関係とかまた私たち農業者について、北檜山農協では約200名くらいの組合員、かなり減少してしまったんですけども、その中にいて新函館の大きな釜土の中で進んでいくというふうなことで、これはこの合併を歓迎するのは、農協マンだけでなく組合員からも、そしてまた農業者からもいろいろな、先ほど町長、前に情報をいただきましたけども、手数料とか、それからいろいろな農協にかかる費用、様々な賦課金とかいろいろな関係から、かなりの面で旧北檜山農協の体制よりいいところがあると。ただ全部が全部いいわけじゃなくて、たまに逆行するものもありますけども、総合的にこれから農協合併については、いい形でいくなでないかなということで期待してるものでございます。そういう点からいって今回、営農センターについて今あるんですが、せとな町に置かれる営農センターが、若松支店とそれから北檜山支

店、そういった面で行くと、やはり今町長が心配されてるように農業振興、それから営農指導そういったまた物品の販売、購買にかかるそういったものの基幹的なものに行くと、やはり人数も多くなるし、手狭になるということで今回の私の一般質問の中では営農センターの容量不足というふうなことで出させていただきました。これに伴って、やはり増改築が必要であろうというふうな判断が誰から見てもそう思うわけです。そういった中について先ほど町長、今までの経過の中から過去の例を持ってでも、漁協また農協に対してもいろいろな支援をしてきたということですから、全面的に支援をしていただけたらと思うんですが、これ具体的なことになるのは今まだ合併が来年の2月1日が合併施行ということになります。そういった点からいけば、やはりこの内容について両農協と打ち合わせをした中でしっかりと方向付けをしていく必要があるということでございます。そういった点では積極的な支援策についてということでございますけれども、内容がどこまで町で出せるかということでございますが、過去の例踏まえた中で、今回の場合には、もっと大きな意味での支援体制、ただ今回は営農支援ということでございますけれども、あとの施設的な管理支援体制とか、そのほかまた組合員に対してとかという支援体制があると思えますけれども、そういった内容について町から見ると農業関係についての支援体制について、今一度、町長からのしっかりとした考え方について3回目でございますけれども、方向性を出していただければ、これから合併を控える組合員、農業者にとっては、いい意味での心の支えになると思えますので、よろしく願いいたします。

質問終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。今回の合併につきましては、町の1次産業の農業振興に資する動きと捉えております。当然農業者自身のメリットも相当大的なものがあるというふうに理解しております。ちなみに現在、新函館農協には7支店ございますが、今のこの新設した支店、来年の2月以降でございますが、これらの販売額から想定しますと、3番目あるいは最低でも4番目はクリアできるというぐらゐの大規模な支店に位置付けられるということで、相当な組織人員体制で営農センター並びに基幹支店ができるものと思っております。したがって、これは農業ばかりでなくて、町の経済にも大きく貢献できるという考えから、町としてはこれを歓迎してしっかりと支援をしたいと思っておりますが、しっかりと支援をするというこの重みをもう少し表面に出してくれということでもありますので、町としては、そういった観点からできるだけそういった考えでやりたいと、これは議員のご意見と全く一緒でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） これで平澤議員の一般質問終わります。

若干早いんですけども、午後1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1 1 播、菅原義幸議員。

○1 1 播（菅原義幸君） 密漁防止対策について町長にお尋ねします。

①せたな町密漁防止対策協議会及び同幹事会の前年度までの活動と、今年度の事業計画について明らかにしてください。

②最近の密漁状況について伺います。

③密漁監視カメラの作動状態と運用状況の説明を求めます。

④せたな町密漁監視カメラの管理に関する取り扱いとせたな町密漁監視カメラの設置及び運用についての規定の速やかな再検討を求めます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員のご質問にお答えします。

1 点目の協議会につきましては、平成27年6月にせたな町密漁防止対策協議会が設立され、関係機関と密漁対策について検討、情報共有をする場として毎年総会を開催しております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から総会は開催しておりませんが、各関係機関や各地区ごとに各々の体制で日常、夜間巡回を実施いたしております。またこれまでの活動として関係機関による夜間合同パトロール、広報や防災無線による啓発活動などを実施してまいりました。今年度の事業計画につきましても、従来同様に巡回や夜間パトロール、啓発活動ということで考えているところです。

次に2点目の令和3年度の最近の密漁状況につきましては、釣り人からの不審者と不審車両の目撃情報が1件ありました。ほかに情報はございません。

次に3点目の密漁監視カメラの作動状況と運用状況につきましては、カメラに専用モニターを接続し作動状況を確認しています。なお停電時においてはカメラが作動不良となることから、日付や時間の補正作業をしております。また運用状況につきましては、平成28年3月に定めたせたな町密漁監視カメラの管理に関する取扱い及びせたな町密漁監視カメラの設置及び運用についてに基づき運用しております。

次に4点目にありますせたな町密漁監視カメラの管理に関する取り扱いとせたな町密漁監視カメラの設置及び運用についての規定の再検討につきましては、個人情報保護などについて関係機関からのアドバイスを受け内部で検討した結果、改正できないと判断いたしましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○1 1 播（菅原義幸君） それでは再質問を行います。②、④関連を一括でお尋ねいたします。まず先ほどの最近の密漁状況であります、やはり町は把握不足、情報不足だと言わざるを得ません。私のほうで得ております情報を一にご紹介申し上げます。まず3、4年前であります、ある漁港でウニが夜間なくなったことがあり、担当課に密漁監視カメラを見たいという折衝しま



したが、これは断られております。ただその後、担当課からはカメラを見たとも、見ないとも全く返事がなかったということが1件あります。令和2年でありますが、虻羅漁港で夜間船外機がついたゴムボート1艘、3人ほどが港内におりましたが、ライトで照らすと港外に逃げていったということであります。岸壁にはワゴン車2台がいたので危険を感じて退避し、保安署に連絡をしたという件を報告受けております。今年、上浦漁港の出来事であります。上浦漁港の出来事であります。先々月くらいの報告であります。今年に入り人工種苗のウニを含めて無くなってしまったという事例がございます。また同じく今年1月25日、美谷漁港であります。潜水具を付け、ウェットスーツで海から上がってきたのを目撃した町民が人を介して警察にも連絡をしております。これはナマコの密漁であります。要するに町のほうには情報が入っていないということなんですよね。大変残念だということをお願いしておきたいと思っております。

先日の産業教育常任委員会でも、監視カメラの運用状況について多くの委員から質疑がありました。私も質疑をしたその1人であり、そのやりとりは会議録に詳細に出ております。これは繰り返しませんが、現状のこの2つの規定の限界が明らかになったというふうに私は感じております。それで中身を少し申し上げますが、警察と保安署には刑事訴訟法による照会には応ずるけれども、それ以外は水産林務課職員以外には一切見せないというのが規定の内容であります。これを一歩出ないということになれば、監視カメラの取扱い規定としてはいかがなものかということ提起したいと考えるわけでありまして。簡単に言いますと、そういうくくりで扱って、密漁防止の目的が達成できるかということの問題提起しておきたいと思っております。5月23日の産業教育常任委員会の町長答弁は、抑止効果を期待して設置したということでありまして。個人情報保護という観点から見せない、開示しない、これが前提だと。捜査機関には積極的に協力するという限定的な取り扱いの中で、密漁防止対策の強化に結びつけるという苦肉の策なんだという答弁でありました。検討すべきかどうかということについて、今後検討したい、もう少し勉強したいということなんです。検討するという明言をしませんでしたので、私は一般質問通告をいたしました。先ほどの答弁ですと絶対変えないんだと、これはこのままでいくんだという答弁です。それともう一つ5月23日の常任委員会答弁を紹介いたします。油谷主幹は答弁でこういうことを言っているんです。監視カメラの設置目的内であれば、監視カメラの取扱い責任者ですね。これは水産林務課長でありますけれども、責任者立会いのもと画像を確認することは可能かと思うという答弁をしてるんです。会議録に出てます。これは署名委員までは行ってませんがテープを起こしたものです。で町長これ2回答弁してるんですよ同じことを。私の聞いたことに対する答弁なんです。どうも町長答弁と油谷主幹の答弁に乖離があるんです。これを説明してもらえませんか。つまり取扱い規定が曖昧なんです。町長のように答弁することもできるし、油谷主幹のように答弁することもできるし、極めて曖昧な規定を持ったものだというふうに指摘をさせていただきたいと思っております。解釈も定まらない、運用も非常に窮屈だということになれば、密漁防止対策に役立つように現実的な弾力的な対応をすべきだと思うんです。そこのところをもう一度明快な答弁を求めたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 密漁の情報の関係につきましては、議員のほうがいよいよこの情報をつかんでいるということを改めて感じました。今後情報の収集に努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

カメラの扱いであります、これは現状の規定に基づきまして運用しているところでございます。議員の前回の委員会での発言もございましたので検討をさせていただきました。法的な判断につきましては、これは当然、専門家のご意見も聞かなければならないということで、お聞かせいただきました。その結果、やはりこれ以上、柔軟に対応することはできないとの結論に至ったところでございます。担当と町長との答弁が違ふということでございますので、これにつきましては町長答弁が最終的な判断ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 例によって例の如しの答弁なんです。専門家に相談したと。それが絶対だということなんです。多分そういうことだと思ってましたが。油谷主幹の答弁をもう1回紹介します。設置目的内であれば責任者立会いのもと、画像を確認することは可能かと思えます。平澤委員長がもう1回お願いしますと言うと、管理責任者立会いのもとであれば画像を確認することは可能という答弁をしてるんです。これはどういうことかと申しますと、要するに設置目的の範囲内であれば見せることは可能だというそういう前提になってたんですね。つまり目的外の提供はダメであるけれども、この監視カメラの設置目的の範囲内であれば見せることも可能であるということなんですね。これは油谷主幹の答弁なんです。それで再々質問もこれで終わりになりますから申し上げておきますが、そういう答弁をしている以上は、私のほうが正しいんだというくくりではなくて、十分、主幹の答弁との整合性も含めて検討する余地ありというふうを受け止めていただきたいと思うんです。私が申し上げたいのは、せたな町は漁業の町でありまして、密漁の被害というのは相当なものだということなんです。苦勞して人工種苗したウニを根こそぎ持っていかれるということになりますと、漁業者の意欲も減退しますし、基幹産業に与えるダメージというのは相当大きいものがあると思うんです。そのために密漁防止対策協議会というものを作っているわけでありまして、その活動の一環として設置された監視カメラ、これを高度に活用するということが極めて大事な案件だと思うんです。私これから7つの点を提起したいと思います。町長、この7つの点について再々答弁で答えをちょうだいしたいということではありませんからそれは結構です。ではなんで提案するかと言いますと、いずれにしても、近く今年度の密漁防止対策協議会総会あると思うんですが、それに向けてこれから提案することについて、いろいろと検討、研究も含めてぜひ手を付けてみていただきたいということで提案します。再々答弁の答えは先に言いますが、わかったと、検討するぞということだけで結構ですから。まず第1点、規定の速やかな再検討の実施、②漁業者からの情報提供の重視、③カメラの定期的な内容の確認、これはちょっとコメントしますが、大変な作業だと思うんです。作動期間の問題もありますし、規定では1カ月というふうになってるようですが、実際に2カ月ぐらいで消えるんですかね。水産林務課の体制大変なのはわかりますが、カメラの定期的な内容確認、それから捜査機関との連携強化、これは当然の話であります。それから担当課の体制強化、これも町長考

えてみてもらえませんか。つい数年前までは瀬棚支所、大成支所にもそこを専門に動ける職員の配置があったんです。特に現状もう機構改革の中で、事実上、本庁の水産林務課のメンバー中心で対処しなければならない現実があります。それはほかの課だって同じでしょと言えばそれまでなんですが、果たして基幹産業である1次産業、水産業、林業この体制を担うにふさわしいのかどうか検討してみていただきたいと思うんです。今管理職3人ですよ。そこの下にいるのは再任用の方です。それで終わりなんです。それでその4人で町全体を担っていかなきゃならんということですから、この件についても答えいりませんよ、検討してみていただきたいと。それから6つ目、港湾、漁港での遊泳禁止措置、これを取れないかと。これは道議会でも密漁防止対策の関係で、漁港は道管理ですから密漁防止対策の一環として質問が出たことがあったと思います。その後の展開どうなったかは把握しておりませんが、漁港は遊泳する場所ではないんです。この禁止措置、地元には道議会議員もいますし、振興局通じたパイプもあるでしょうからこれは検討してみたいと。港湾については管理者町長ですから、これは検討可能だと思います。それから最後なんですが、カメラの更新措置を検討してほしいと思います。設置してから7年になるんですよ。平成27年度の時には588万で13台カメラを設置し、ダミーが16台ということになっております。カメラの性能にもいろいろございまして、最近の新しいものは相当機能も進んできているようでありますから、ぜひご検討をいただきたいと思います。繰り返しますが、一つ一つの答弁要りません。検討するというその一つをお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。規定の検討につきましては、最初の答弁で申し上げましたとおり既に検討させていただきました。新たに幾つかの検討要望がございましたので、これらについては検討できるものについて検討したいというふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） 続いて2問目の質問に入ります。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 新型コロナウイルス感染症防止対策についてその1、町長に伺います。

せたな町の新型コロナウイルスの感染者数は5月だけで90人に達しています。新型コロナウイルスは感染しても無症状の場合があり、無症状であっても感染力があることが特徴であります。したがって感染対策は、3密対策とうがい、手洗い、マスクで十分だという町長の認識は一面的だと言わざるを得ません。町長は、当町の状況や5カ月間で700万人が感染している我が国の現状を踏まえ、認識の誤りを認めて感染防止対策に全力を尽くすべきではありませんか、お答え願います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 2問目の質問にお答えをいたします。

国は新型コロナウイルス感染予防対策に現在、目下全力を尽くしているところでございます。町の感染予防対策も国から示されている予防対策を基本として全力で行っているところでござい

ます。国の対策は専門家の知見に基づいた対策であり、町としても国、道の指示や情報に合わせた対策を講ずることで感染拡大を最小限に止め、感染者が減ってきている現状にありますので成果が出てきているものと思っております。今まで同様これからも町としては国、道の対策を尊重し全力を尽くして感染予防対策を進めてまいりますこと、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11 播（菅原義幸君） 再質問を行います。まず第1点であります、3密対策とうがい、手洗い、マスク、これは必要な事柄ではあるんですよ。だからといってそれだけで十分だということではありません。ここに町長の組立てに間違いがあるんです。数学等でいう必要条件ではあっても十分条件ではないという定義がこの場合もスパッとあてはまります。1カ月で90人も感染しているせたな町の現状、これを認めるべきです。これまでせたな町が感染率が低いとか、いろいろおっしゃってましたがね。この現実を冷静に認めるべきだということをまず申し上げておきます。新型コロナウイルス対策の最も肝腎な問題は、早期に感染を把握するという事。これが基本なんです。それで感染者を適切に保護をする。保護をした上で治療にあたる。これが基本的な対処法であって検査体制が極めて重要だというのが専門家から指摘されている最も中心的な問題であります。それじゃ国の対策どうだったのかということです。町長がよく町長自身も菅原議員も素人なんだから国の言う通りやっていたらいいんだという答弁を繰り返してますね。今もそうです。ところがその国がやったことに大きな間違いがありました。これが発生して以来3つの間違いがあります。一つは、初期の段階での感染の波が一旦収まった段階で、国は何をやったか。町長わかってますか。GOTOトラベルやったんです。それでたちまちまた感染の新しい波来たじゃありませんか。あれは国策なんです。国のとおりにやることがいかに大きな間違いになるかというまず一つの実例です。2つ目、感染検査をきちんとやったらとんでもない数に膨れ上がってしまう。片っ端から医療機関に隔離すると医療破壊が起きるから、あまり検査をするな。これ厚生労働省の方針だったんです。しかし検査で明らかにならないで潜在化しているとしても、感染者の絶対数が増えてるっていう事実は変わりませんから、延べ人数どんどん増えていくということなんですね。これも国策の誤りであります。3つ目、3回目のワクチン接種の遅れであります。3回目のワクチン接種に踏み切ったのは、ようやく年明けになってからでありました。これが第6波の原因だということが明確になっているんです。つまり国や道の言いなりにやればいいんだという、その町長の考え方そのものが実は問われているということなんです。私は責めるつもりはありません。そういう狭い見で問題提起をしてるんじゃないんです。特に今年に入って700万人の感染というのは、国策の誤りを雄弁に物語っているものでありますし、我が町では5月90人という状況です。ここを冷静に事実の問題として見る冷静さって言いますか、謙虚さと言いますか、これが求められているということを申し上げたいと思うんです。盲目的に国の言いなりになるのではなくて、専門家の知見もよく研究して7,000町民の命と健康を守ると、そういう町政を展開するように町長に伺いたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。これまでもそうでありますが、議員と私の間では感染症についての意見の違いというものがございまして。私が考えるに感染症対策で感染防止の基本、これは国もそうでありますが、3密回避、マスクの着用、手指消毒、距離、換気、ワクチンの接種とこれは基本でございまして。早期発見が第1という議員とは違っていて、私たちとしては感染をしないと、そういう防御をするということが基本というふうにつまみかかっているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 実は再質問までしか用意してなかったんですけども、再々質問もやります。答えになってないんじゃないですか。私が提起してるのは、3密対策、うがい、手洗い、マスクで十分だと。この十分だということがダメなんですよって言うてるんです。別に感染対策が先か、感染しないことが先か、感染になったあとの対策が先かと、そういう対立問題として提起してるんじゃないんです。答弁なってませんよ。町長がおっしゃることだけでは十分だとはならないということをおっしゃってます。私は必要ですよということを一貫して言ってます。それは必要なことであるけれども、それだけ十分ですかということをおっしゃってます。十分だったらなぜこれだけ発生するんですか。それを教えてくださいよ。それから我が町で90人ですよ。なぜ発生するんですか。私はそこを聞きたいのではなくて、要するに町長答弁は1面的だから、必要なことをおっしゃってはいるが、それで十分だということにはならない現状があるから、そこを訂正なさって、より全面的な対応をなさってはいかがかということをおっしゃってます。それで議長ね、多分同じ答弁しかしないと思いますから、その2に入りたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（真柄克紀君） 質問者がよろしければ。

どうぞ。3問目の質問に入ります。

○11番（菅原義幸君） それでは3番目の質問に入ります。新型コロナウイルス感染防止対策についてその2、これも町長にお尋ねいたします。重要なことは、感染を早期に発見し適切に対応することです。これまでに国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新年度分を含めて合計9回、総額で約7億7,000万円に上っており、手厚い検査態勢を構築する財源は十分に確保されています。

①5月末時点での抗原検査キットの購入数は2,126個、使用数は827回ですが、反復継続して使用することを可能にするために十分な予算を計上することを求めます。通告はここまでなんですけど十分な数を確保しているという答弁なさるとは思いますけども、十分じゃないですからこれは十分でないんだから、もっと多くしてくださいという意味なんで、噛み合った答弁をお願いします。

②北海道の無料PCR検査は5月末で106件実施されています。これは町内の実績です。しかし6月末で終了するとされていますので、その場合7月以降は町の独自政策として継続することを求めます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3問目の質問にお答えいたします。

令和2年度から国より交付されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、それぞれ国の交付の目的に沿って事業化し6億9,629万5,000円は執行済みとなっているところでございます。

1点目の予算のご質問については、令和4年度当初予算において新型コロナウイルス対策費として抗原検査キットなどの購入費用を十分予算措置し対応を図っているところでございます。今後、万が一、不足が生じる場合は、補正予算で対応したいと考えておりますのでご理解願います。

2点目のご質問にお答えをいたします。北海道の無料PCR検査等については、必要に応じて実施期間がこれまで何度も延長されております。その時の感染状況に合わせた対策を国、道が実施しており、町としましても国、道の対策に沿った形で感染予防対策を実施しておりますので、これからも国、道の対策を尊重してまいりたいと考えていることでご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問をいたします。少し答弁のトーンが変化したかなというふうに思います。具体的に伺いますが、どれほどのものの追加措置を令和4年度でしようとしているのか。その数、予算、現時点で答弁できるのであればお願いしたいと思います。これはおそらく20日予定ですか、次回のコロナ特別委員会、それから先の30日予定の臨時会に提案されるのかなというふうには思いますが、せっかく一般質問しましたので答弁が可能であれば、答弁をお願いしたいと思います。十分だということでありますから考え方を申し上げておきますが、この検査キットについては、1回検査して例えば学校ですよ、あるいは病院ですよ、あるいは高齢者施設ですよ。施設にはスタッフもいれば入所者もおりますが、各自の例を調べると、1回検査してそれで終わりというふうにはすべきでないという基本方針があるんです。継続反復して、その期間はどれくらいにするかっていうことも問題なんです、やはり1回で全部終わりというふうにはすべきではなくて、継続反復して常に感染状況を把握しておくということを見通した対応ということ提起しておりますので、そここのところにも触れてご答弁願いたいと思うんです。それから町長PCRの問題なんです、私が聞いているのは、道がやらなくなった場合どうするかって言うてるんです。これやっぱり答えてもらわなきゃならんと思います。道がずっとやるのかどうか、これ一応現時点では6月末までっていうふうに言うてるんですから。くどいようですが、あるいは7月も8月もやるかもしれません。そこではなくて道が止めた場合に我が町で独自施策を打ってはいかがかということ、この問題が起きた時からずっと提示してるんです私は。そろそろ独自政策についてやりますという答弁ぜひお願いしたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。現在、持っている予算につきましては、支出額で14目の総務管理費の中で10節消耗品費で新型コロナウイルス対策費の消耗品費ということで237万1,000円を支出しておりまして、残高は762万9,000円でございます。そのほ

かに12節の委託料として、5月末現在残高で205万5,000円を持っているということでございます。これらを利用しながら今後の対策をしていくということになります。先ほど申し上げましたように、万一これらで不足する場合には補正をして対応したいというふうに考えているところでございます。また国、道のPCR検査を止めたあと町独自でというご意見でございました。国、道がPCRを止めるということについては、それはいつ止められるのかというのは、私たち現在承知しておりませんが、それは止めるときには専門家の知見に基づいて判断されるものというふうに理解をしております。したがって町としても、この専門家の知見を町は有しておりませんので、国の指導に沿って対応してまいるということになります。それからこの20日の特別委員会につきましては、これらのほかに4回目のワクチン接種に関する予算を措置の相談をさせていただきたいということで今準備をしているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問やります。PCR検査の問題なんですが、町長の悪いくせなんですよ、詭弁なんです。私そこまで言うつもりはなかったんですが、詭弁ですよさっきの答弁は。どこが詭弁なのか。国や道がPCR検査止めるっていうはずないじゃありませんか。この感染症対策きちっと収まって、安定した段階であってもPCR検査の必要性は未来永劫に残ると思います。私が申し上げてるのは、道が無料でPCR検査をやるという政策を止めた場合にどうするんですかって聞いてるんです。無料でPCR検査をやる政策を止めるんであって、国や道は将来にわたってPCR検査を専門家の知見も含めて全部止めたと、全廃しますということはおそらく到来しないだろうと思います。要は新型コロナウイルスというものが、この地球の上から消えてなくなる限り、感染してるか、してないかの判断というのは検査で明らかにする以外ないじゃありませんか。そういう明らかなこと詭弁の上に立った答弁をするわけです。私はよろしくないと思います。検査は未来永劫に残ります。あえて言いますがね。その時に今この第5波、第6波の中で第7波だってくるかもしれないんです。絶対来ないとは言えないんです。そういう時に国、道が無料検査をやらない場合には、町が独自でもやるという行政の姿勢を見せてくれて言ってるんです。そこに焦点を合わせて答弁してください。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。議員の2回目の質問を受けて答弁を差上げたつもりでございます。したがって無料という言葉がなかったので誤解されたというふうに思いますが、無料PCR検査を国、道が止めると、それはもちろん専門家の知見を基に判断をするものというふうに思いますが、そうした判断を尊重したいというふうに思っていたところでございます。

○議長（真柄克紀君） それでは4問目の質問に入ります。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは4問目に入ります。新型コロナウイルス感染防止対策についてその3、町長に伺います。実はこの項目は午前中の一般質問、石原議員の質問と重なりますが、

それに対する町長答弁を踏まえてお尋ねをしたいと思います。まず今年1月以降のせたな町新型コロナウイルス対策本部の開催数、対策内容と成果について具体的に伺います。これ1回もやってないんですよね。ところが聞きますと、設置された令和2年1月25日から昨年の12月末までは24回やってるんですか。これ町長不自然じゃないですか。今年に入ってから感染者数120人超えてるんです。正確に申し上げますか。私の集約では127人です直近の数値としては。そのうち5月だけで90人です。これだけ爆発的な感染してる時に対策本部を開かなかったということについて納得いきません。改めてなぜ開かなかったのか、その根拠を伺いたいと思います。②これも石原議員の質問と重なっていますが、あえて質問をお尋ねをいたします。私の質問はこうであります。現在の対策本部は、役場内部の組織に留まっています。医療機関、高齢者施設、保育所、こども園、学校関係、町内関係諸団体を含む全町的な実効性のある組織に格上げすることを求めますということです。それで町長はそういうことをしないんだと、役場に1本で行くんだという答弁ですから質問を一部変えたいと思います。今ある対策本部を格上げすることではなくて、対策本部はそのまま置いといていいでしょう。庁舎内部の組織としてそのまま運用されればいいと思うんです。それとは別に全町横断的な情報交換を含む全町的な組織を全町というのは、町全体という意味です。組織を立ち上げるように質問をしておきたいと思います。

それから③でございます。コロナ対策予算を使ったマイナンバーカードの取得者に対する5,000円の商品券配布について反発が出ています。担当課に一定数その苦情が行っていると思いますが、町長の所見を伺います。

以上であります。

町長の所見を求めます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、質問は1点目、なぜ今年に入って開かなかったのか、その理由、2点目、全体的な組織を別に作るという考えがあるかないか、これ2点目、3点目はマイナンバーカードについてですので、その3点ですので明快にお願いいたします。

○町長（高橋貞光君） それではご質問にお答えいたします。

1点目の今年1月以降のせたな町の対策本部の開催数と内容についてでございます。3回開催してございます。内容につきましては、第22回は1月19日、内容につきましては、大成支所職員1名が陽性となったということで、19日15時より20日まで閉庁して消毒作業を行い、その間に支所と消防大成支署の全員のPCR検査を実施し、結果が出るまで21日、金曜日まで職員は出勤停止としたところでございます。

次に第23回1月20日でございますが、前日の陽性患者職員家族が濃厚接触者となり他の児童と接触があることから、簡易抗原キット検査を実施して全員の陰性を確認しております。また21日の大成支所の業務については、本庁から3名を派遣して通常どおり業務を行ったと。なおせたな消防署職員の函館市在中の家族が陽性患者となり職員が濃厚接触者となったことが報告されました。

次に第24回1月26日の内容でございますが、北海道におけるまん延防止等重点措置への対応を協議しており、町有施設の利用制限等について、利用者は町民に限り各施設の収容率を80%



に決定しております。また本部会議の成果でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ対策実施ができたと考えているところでございます。

2点目、新型コロナウイルス対策本部とは別に全町的な実行的な新たな組織をというご意見をいただきました。これに対する答弁でございますが、今後、平時に新型コロナウイルス感染対策を考える会議体が必要という判断をしたときには、そういった組織についても考えていきたいと。平時に多様な組織メンバーで構成する会議体を組織することが可能であるが、現状として現状のコロナ感染対策に対しての効果というものはあまり期待できないというふうに判断しているところです。

3点目でございます。マイナンバーカード普及促進にかかる反発があるぞというご意見でございました。そのことについては私は直接聞かされてはおりません。事業実施後すでに92名の皆さんが申請しており、この事業の成果としては上がっているというふうに思っているところでございます。それで本年4月15日開催の第16回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会でも説明させていただきましたとおり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時特例交付金を活用し、マイナンバーカードの普及促進と併せて新型コロナウイルスの影響により停滞した地域経済の活性化も同時に図るものでありまして、事業の実施にあたってはマイナンバーカード申請期間を設定し、期間内に新規にマイナンバーカードを取得した方に対し5,000円分の商品券を配布することとしたものであります。町としては、議決いただきました当初の計画のとおり、本事業を推進してまいりたいと考えているところでございます。なおこういった新たな政策を打つ場合においては、少なからずそういったご意見もあるというふうに承知をしております。これまでチャレンジのときも、リフォーム事業実施のときもその前に投資をした町民の皆さんからはそういうご意見も聞かされたということでございますので、あまりこれにこの心配されるということは必要がないのではないかとこのように考えているところでございます。

先ほどの石原議員の質問は今年度ということではございましたので、今年度は開催していないと。菅原議員は今年1月からということではございますので3回開催してるとということになるわけではございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問やらせてもらいますが、町長答弁ちょっとおかしくないですか。石原議員は、今年度っていうのはこの4月からという意味なんですか。

○町長（高橋貞光君） そうです。違うの。

○11番（菅原義幸君） 議長これどうですか、整理しておく必要ありませんか。

○議長（真柄克紀君） それは今年度として受けてます。

○11番（菅原義幸君） これここでやり合っても仕方ありませんからあとで石原議員の質問に対する会議録と今の町長答弁の会議録を突合させて改めて問題にしたいと思っております。それで先ほどの答弁ちょっとニュアンス変わってきたと思うんですが、私は前向きな変化だというふうに思います。必要なことは、緊急時であれ平時あれ、より全町横断的な情報交換を含む対策組織というのは必要だということなんです。特に今回のように特定の施設で、あれだけの感染者が出ると

ということになりますと、スタッフやその家族やそこから先ということになりますと、やはり町全体を含んだ対策が必要になるわけです。そうしますと緊急時であればなおさら必要だし、緊急時がとつても開いてられないということであるならば、平時からそういうマニュアル化を含めた対策方針というのをきちんと設置しておく必要がある。特に大事なものは町長、情報交換なんです。各施設の責任者というのは非常にナーバスになってますから、どういう状況でどうなのかということ町長よく言う個人情報云々と言いますが、個人情報保護条例に抵触しない形で様々な情報交換や対応策というのは、より深めるということは可能だと思いますので、ぜひ先ほどせっかく前向きな答弁なされたわけですから、答弁だけで終わらせないで手を付けてみていただきたいというふうに思います。

それからマイナンバーカード、これ町長の耳に入ってないんですか本当に。いやビックリしました。役場の中での情報伝達というのはどうなってるんですかね。それ以上言うと担当課の職員の皆さんに万が一にも迷惑かかっちゃいけないと思うから、その辺でぐっと我慢しますが、1件だけ例を上げておきます。私6月1日に、ちょうど昼なんですけど町民から苦情を受けました。マイナンバーカード5,000円あげるよって、広報みたいなもの出てるんだと言うんです。腹立って、腹立って、今、役場のほうに電話しましたというんです。出た方の性別も言っていました、これはここで伏せますよ。結構言ったそうであります。自分の苦情については、町長にもぜひ伝えてほしいということまで言ったんですよという苦情をもらったから、これはほっておけないなと思って、私その人のところに行って、何時間とは言いませんが苦情を黙って聞いてきました。ものすごいストレスです。手短かに言うておきますが、その方は既にマイナンバーカードは登録したそうです。ところが広報見たら5,000円だと。高橋町長のやってることは、猫の目のように変わるし、この問題だけじゃなくて、とつても我慢できなくて役場に談判したんだと。そういうことなんです。町長さっきおっしゃってましたいろんな政策には起点があり終点があるから、全部均等にならないというのは、それは当然なんです。しかし住民の間には、そうした高橋町政に対する批判、不満、ストレス、不信任、蔓延してるということ私をここで申し上げたいと思います。どうしても納得いかないっていうから、じゃあなたの思いは8日に議会があるので私のほうから直接に町長に伝えますよと。ぜひそうしてくれという話なんです。いろいろなこと言っていましたよ。後継者に対する支援金の問題でも、あるいは高齢者に対する奨励金ありましたよね昔ね。何歳までは幾らやると。それ今になったらすっかり変わってるということだとか、細かいこと随分言っていましたこれ、これだけしゃべると時間かかりますから、あとで個別に詳しくお知らせしたいと思います。ちょっと誤解もあるなという面もありますよ、あるけれども町長大事なのは、やっぱり猫の目のように施策変わっちゃうと町民納得できないっていうことなんです。私が思いを重ねたのは、例えばチャレンジ事業ありますでしょ。3年間で終わりと。その後新チャレンジ制度やったらどうかと、令和2年、3年、4年提示しても、基金貯まるまで俺やらないんだというようなそんな答弁してましたからね3月議会には。なんじゃこれという話ですよ。そういうことでは、町民はやはり町長がやる政策について細かく見ておりますし、極力納得できるそうした行政展開を私はすべきだと思うんです。ただ私はこういうことを申し上げてるんじゃない

んです。既に2,000人マイナンバーカード登録した方がいるから、その人たちに後追いで5,000円出したらどうかという提起をするつもりはありません。そこは誤解なさないでください。私が言いたいのは、町民がそういう受け止め方をするということについて、町長は思いを致すことが必要だということなんです。未登録者が5,500人いるからアバウトの数字ですよ。掛ける5,000円の商品券をコロナ対策予算で計上するんだって、これも私いかがかと思いません。国も使っているんだと言ってるから使っただけだと。こういう論法になってますが、しかしマイナンバーカードを新規登録12月までやるのが、私はコロナ対策にどれほど関係あるかっていう国の政策そのものに疑問を持っているということなんです。窓口で接触する密度が薄くなるんだと、簡単になるんだと、いやそういう話ですかマイナンバーカードの目的が。私は国自体が極めてこじつけた納得できないやり方はしてると思います。これマイナンバーカードについては、いろいろ政策的に問題があるんです。コロナ対策ですからその中身は言いませんが、国民に対する紐付け、台帳元の情報提供、これいろいろ問題があるんです政策的に議論すれば。それはそれぞれ判断あります。あるけれども問題があるということだけは言うておきます。町内でも、ある団体はマイナンバーカードやらやらないようにしようという話し合いまでしている団体もあるんです。そういう状況を踏まえたときに、コロナ対策費で残った5,500人の分を全部予算計上していいのかということなんです。5,500人分を全部予算付けしていいのかという問題なんです。これは12月になれば結果出ると思いますが、全員が登録というのは私は考えにくいんです。そうするとコロナ対策予算を12月まで塩漬けすることになりますでしょ。5,500人掛ける5,000円分、2千、7、800万になるんですか。印刷代含めればもっとなりますけど。そういうことがコロナ対策予算の使い方としていかがなものかということは私はここで申し上げておきたいと思うんです。そこにも触れてご答弁をお願いしたいと思います。

以上終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでお答えいたします。まず国の交付金の中でこうした使い方が可能ということで使っているところでございます。その施策がこのどうだったかという議論については国の関係でございまして、これはここでは答弁を差し替えるということにさせていただきたいと思っております。いずれにしましてもマイナンバーカードにつきましては、本町の取得率というのは大変、北海道の中でも低いわけでありまして、これを何とか伸ばしていかなければならないというふうに考えております。そのための対策ということで実施をしたと。マイナンバーカードの効率的な利用、メリットといたしましては、公的な身分保障としての利用、健康保険証としての利用、あるいは公的受取口座の登録、オンラインでの行政手続きの簡略化、新型コロナワクチンの接種証明書の取得と、将来的運転免許証との一体化ということも想定しているようでございまして、こうしたことで利用の幅が広がってくると、ぜひ町民の皆さんにもご利用いただきたいということでございました。

それからこの町長の耳に入っていないか反発ですね、議員言われる反発が入っていないのかという質問が最初にございまして、私の答弁としては、この直接私は聞いておりませんという答弁

をさせていただきました。間接的にはもちろん何件かあるということは伺っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。これで3回目でございます。

○11番（菅原義幸君） 町長酷すぎませんか今の答弁。これも会議録調べますが、聞いておりませんって言ったんですよ。私は直接町長の耳に入ってるかっていう聞き方してませんよ。担当課のほうにいろいろ苦情言ったけれども、それを聞いていないかっていう聞き方してるんです最初から。それを聞いておりませんって話ありますか。それが高橋町長のやり方であるとするならば、それはそのように町民に返事をしておきますよ。これはそれ以上にしても生産的な質問答弁にはならないでしょうから指摘するだけにとどめておきます。

それで議長5問目に入ってよろしいですか。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員すぐに行きたいかと思うんですが、ほかの方々もあるので10分ぐらい休憩を入りたいと私は思っているんですが、質問者の了解を得られればそういう形をとりたいと思いたしますがよろしいですか。

○11番（菅原義幸君） 休憩とってください。

○議長（真柄克紀君） 10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時25分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

菅原義幸議員の5問目の一般質問に入ります。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それではせたな雅荘の再開について町長に伺います。

質問に入る前に一言申し上げておきますが、町長の詭弁だけはやめてくださいよ。詭弁に類する答弁を求めてるんじゃないんですから、私は厳重にそのことを申し上げておきます。なお先ほどの町民からの苦情、聞いていないという最初の答弁の責任について、きっちり責任追及しますので、この場で申し上げておきます。

①せたな雅荘再開の目処についてスタッフの確保状況も含めて明らかにして下さい。石原議員の質問と重なってはおりますが、これは6人という答弁がございましたが、問題は再開の目処がいつなのかということを知りたいと思います。スタッフ6人の確保ということが答弁されておりますけれども、6人の方の勤務状況は現在どういう勤務をどの場所でなさっているのか。給与支払いというのはどうなのか。町長が情報を得ていたらご答弁をお願いしたいと思います。

②これも重なりますが、再開に要する改修費を誰が負担するのか見積額を含めて伺いますと。これはこれからだという答弁でありましたが、それじゃいつまでに確認するのか。その目処はどうなっているのか、ここをご答弁願いたいと思います。

③3月議会の答弁で雄心会と恵福会の合併は4月1日で問題ないと断言しました。どうも違う

ようであります、改めて正確な日時を答弁願いたいと思います。

④1億2,500万円の債務負担行為の契約は、せたな雅荘を所有している法人と行う必要があり、合併前に契約をするのであれば恵福会と行うべきでありました。所有権のない旧雄心会との契約は無効だと判断いたしますがいかがですか。

⑤入所者がゼロでも満員でも無条件で令和4年度に3,600万円を補助する契約は、公金の支出としては認められません。再検討すべきであります。

以上で質問終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは5問目の質問ということになります。お答えをさせていただきます。

1点目のご質問と2点目のご質問の改修費の見積額につきましては、さきほど石原議員に答弁したとおりにございます。

2点目の再開に要する改修費につきましては、雄心会の方で負担いただくことで考えております。

3点目のご質問の、3月議会で答弁した内容につきましては、これは法人間の合併契約に基づき4月1日と申し上げたところでございます。

4点目の質問でございますが、町としましては、合併認可を受けたことで令和4年度から雄心会において、せたな雅荘運営事業を行う見通しが明らかになったという判断から、合併前ではありますが助成金交付にあたっての協定を交わしたものでございます。議員ご指摘の所有権のない旧雄心会との契約については、これまでも答弁しているとおりで問題はございません。

5点目のご質問にお答えいたします。補助金の関係につきましては、債務負担行為についても議決をいただいているところでございまして、これまで議会に説明をしてきたとおりで協定書並びに補助金交付要綱に基づき取り進めてまいりたいと考えているところでございます。ご理解を願います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、1点目の議員のほうから再開の目処がついてるかどうかかわからないけど、その目処があるのであればちょっとお知らせ願いたいということ。もう一つ、スタッフについて勤務状態等についてわかる範囲で構わないので情報があれば教えていただきたいというその2つ質問されているので、もし答えれるのであれば答えていただければ。

○町長（高橋貞光君） 再開の目処につきましては、令和5年4月を目処に今準備をしているところで伺っているところでありますし、スタッフの6名の就業状況については聞いてございません。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 質問に答えてないのありますよ。何も答えてないんじゃないですか。

○議長（真柄克紀君） 2点目は雄心会のほうで負担していただくという答弁です。

○11番（菅原義幸君） 2点目は改修費を誰が負担するのか見積額を含めて伺いますと。

○議長（真柄克紀君） 見積額については出てませんが、改修費は雄心会で負担していただくと

いう答弁でございました。

○11 播（菅原義幸君） だからいつまで確定するんですかと聞いたんです。

（不規則発言有り）

○議長（真柄克紀君） これは私が言うのもあれですけど、改修の見積りはまだわからないということの答弁になるんですか。負担はしていただくけど、

○11 播（菅原義幸君） 現時点わからないというのは、聞いていますよ、いつになったらわかるかと聞いたんです。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それはわかりません。

○11 播（菅原義幸君） それからまだありますよ3点目。4月1日で雄心会と恵福会の合併は4月1日で問題ないと断言したが間違いございませんかって聞いているんです。間違いがあったのか、なかったのか答弁してください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これにつきましても答弁差し上げたとおり、法人間の合併契約に基づき答弁差し上げたところでございまして間違いございません。

○11 播（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11 播（菅原義幸君） 私が聞いているのは4月1日で合併したんですかって話ですよ聞いているのは。4月1日の合併で間違いありませんかっていう通告なんです。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時36分

○議長（真柄克紀君） 会議を戻します。

答弁をお願いいたします。

○町長（高橋貞光君） これは3月議会での答弁の話でご質問いただきました。したがって3月議会の時点は4月1日で合併するという、これは両法人の契約ということで私は答弁をさせていただいているところでございます。しかし実際は諸般の事情によりまして4日になったということは、これはそういう報告を受けているところです。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11 播（菅原義幸君） 再質問に入る前に町長に注意しておきます。何回同じこと言わせるんですか。詭弁やめなさいよ。この質問の趣旨は3月議会の答弁で雄心会と恵福会の合併は4月1日で間違いないと、問題ないと断言したけれども本当に4月1日に合併したんですかっていう話なんです。見たらわかるでしょ。それは問題ありませんって。どうしてそういう答弁になるんですか。誰も3月時点での答弁に間違いありませんかって聞いているんじゃないですよ。3月議会の

答弁で4月1日で問題ないと断言したが、それで問題なかったのかって聞いてるんです。

○町長（高橋貞光君） 議会の時点での答弁は間違いはないとかって言ってる話でしょう。

○11番（菅原義幸君） 時点だって言ってませんっていうんですよ私は。現在の時点で問題がないのかっていう現在の質問ですよ。議長ねこれ私質問やめますよそれじゃ。そういう屁理屈をつけて質問してる本質を捻じ曲げるんであれば質問できますか。普通これ通告した時には4月1日でなくて4日でしたと、なんで普通に答弁できないんですか。これ議長精査してくださいよ。

○議長（真柄克紀君） 質問者のおっしゃることもわかりますが、私の今、中を取ったわけではありませんが、4日だという答弁をさせましたので、その辺については、また私のほうからも町長には申入れもしますけども、質問については4日だということで今、答弁がありましたので、できれば、せっかくの機会ですから質問を続けていただきたいと思います。重ねてお願いしたいと思います。議事進行で注意しなければならない点は多々あるなど私も感じております。

○11番（菅原義幸君） 注意しておかなくちゃいけないのは、町長の答弁の誤魔化しが限度を超えていないかっていうことなんです。こういう答弁であれば、質問が普通に進みますか。この通告で4月1日で間違いはないって言ったら、4月1日に合併したんだということになりませんか。そういう基本的なことを私は提起してるんです。

○議長（真柄克紀君） だからその辺は最終的に質問者の意思に沿った形の最終的な答弁はさせたいつもりであります。ただ議事運営上いろいろな問題点があるなどと思いますが、お互いに先ほど最初の私は一般質問に入るときにも申してますけど、答弁者、質問者とともに簡潔明瞭に正確に答えていただきたいと思います。これは重ねてお願い申し上げます。

○11番（菅原義幸君） 簡潔明瞭に聞いているじゃないですか。

○議長（真柄克紀君） だからお願いいたします。答える側も解決明瞭に答えていただきたいと思います。重ねて要望いたします。

○11番（菅原義幸君） 議長に問題提起をしておきます。町長のただいまの答弁について、こういう答弁が許されるかどうか議会運営委員会に諮って、今回の定例会終わってからで結構でありますけれども、明快な結論を出していただきたいと思います。信頼関係が構築できるかどうかという基本的な問題になってきますので、一つ議長において整理をしていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 今、菅原議員から申し出ございましたけども、この案件に限ることじゃないけども、やはりお互いの質問者答弁者同士の信頼関係の中で質問を続けているのが議会としては鉄則だと思いますので、それも含めて研究する価値はあろうかと思っておりますので、そういう形で受け止めておきます。

○11番（菅原義幸君） 研究でなく検討してください。

○議長（真柄克紀君） だから私の言葉ですけど検討するという形で。

○11番（菅原義幸君） なぜそう言うかっていうと、さっきの答弁もそうじゃないですか。町民からの苦情を聞いてませんか。言ったら聞いてないっていう答弁したんです。よく掘り下げたら職員からは聞いてました。こういう答弁が一般質問の答弁として許されるんですか。あり得ないと思うんです。

○議長（真柄克紀君） 今私言ったけども、そういう形の中できちんと検討としてそういう方向の作業をする必要があると判断した場合には早急にそういう形に行きたいと思います。

○11番（菅原義幸君） それで判断した場合はではなくて、判断しますか、しませんか決断してくださいよ。

○議長（真柄克紀君） 私はさっきも言ったように必要と思うかどうか今日ちょっと考えますけども、まあやらなきゃならないだろうなという感じではおります。

○11番（菅原義幸君） わかりました。

○議長（真柄克紀君） まだ断言はしてませんが、やる必要があるという状態だなという形は理解してます。

○11番（菅原義幸君） 断言したことになりますから。

○議長（真柄克紀君） いや理解してます。

進めてください。

○11番（菅原義幸君） それでは5番目せたな雅荘の再開について町長にお伺いします。

○議長（真柄克紀君） 2回目です。

○11番（菅原義幸君） 間違えました。

○議長（真柄克紀君） 明確にお願いします。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。まず6人のスタッフが確保されたけれども、勤務場所、勤務内容、給与支払い等については把握していないということでありました。把握してくださいこれはぜひ。なぜならば3,600万の公金の支出に直接関わる問題だからであります。

それから再開に要する金額です。これもいつまで確定するかわかりませんという答弁でしたよね。きちんと調査していつまでに明らかになるのか、これは報告を求めたいと思います。

3月議会の答弁で4月1日ということが実はそうではなくて4月4日であったということですよ。それでこれは重要な問題なんです。実は旧雄心会と協定を結んだのが3月です。正確に言いますと3月25日です。協定の名称は、地域密着型小規模特別養護老人ホーム、せたな雅荘運営事業に対する助成金を交付するという協定なんです。それでこの協定を結ぶ前提として、なぜ助成をするかという根拠が明確にならなければ、公金これだけ動かしますか。それから2年目について言いますともっとすごい金額なんです。5,600万円、令和5年度ですね。4年度と5年度トータルしまして9,600万円なんです。29人の小規模特老運営するのに2年間で9,200万、これを補助金として出すというんです。そういう協定なんですよ。それは実際に赤字がどれだけ出たかということに関係なく一方的にあげますよという協定ですよ。これは酷いです。公金そういう形で出しちゃ事件になります。私ははっきり言っておきますが。発生した不足金に対して補填をするというところまででしょうね。だからこれは私は、この契約には反対ですこれはね。もう一度整理しますが、契約する相手方、これまず間違ってるということです。それから契約の中身もこれは誤りということです。特にこの契約を見て非常に問題だと思うのは、3月25日時点で雅荘は再開されていないんです。廃止状態なんです。もっと言いますと現時点でもまだ廃止状態継続してるんじゃないんですか。再開したんですか。それからいつ再開するかつ



て聞いても、これも定かじゃないじゃありませんか。目処さえわからないのに金だけは出すと。金も3,600万初年度、5,600万2年度、それだけの不足金が出ても出なくても無条件で出すんだと、これは町長どの法律家が何て言ったか知りませんが、ダメなものはダメです。これは私は再検討をすべきだということを強く進言しておきたいと思います。

もう一つ申し上げたいのは、この間の町長の答弁、実は時系列を追ってまとめてみたんです。酷い答弁の連続ですよこれも。ちょっと少し長くなりますが聞いてください。まず雅荘は恵福会の問題だという答弁から始まってます。私は、我が町の介護老人政策の問題だから行政の問題だっていう指摘をしましたね。当初自力で頑張るとして支援しないがために、結果として廃止に追い込まれていったという経過がございます。それから2つ目、再開問題についても、当初は恵福会の問題であって町の問題ではないという態度をとっておりました。3つ目、イムスグループと恵福会の話合い、町長は当初、町はテーブルにすぎないと、あくまでもイムスと恵福会の問題だというスタンスでありました。それから4つ目、イムスとの話合いは順調だ。事業再開に向けて確認作業をしていると、こういう答弁を令和2年3月議会でやっています。これ私の質問に対する答弁です。5つ目、交渉相手を町内事業所と言ってきたが、道南ロイヤル病院を通じてのお願いなのでイムスグループを町内事業者と、これは令和2年6月議会の答弁です。⑥イムス事業継承これは断られました。令和2年11月の総務厚生常任委員会で明らかにされております。7つ目、再開に向けて作業しているけれども秘策があるんだと、こういう答弁しました。令和3年3月であります。議会に内緒にして再開を語るっていうそういう感覚、私は理解できません。8つ目、雅荘はきちんと管理されている。これ道高議員への答弁であります。管理されてなかったわけですよ。建物の管理ですよ。それから9つ町長選挙が終わった途端、雄心会と恵福会の令和3年10月1日合併予定が、突然令和4年3月31日に先送りになりました。これもビックリです。10点目、令和3年10月1日付で、収入不足見込額1億2,500万円の支援要請が両法人から町長に提出されました。町長選挙終わった途端こういうことなんです。11番目、昨年10月14日、総務厚生に5年間の債務負担行為が提案されてます。12番目、令和4年3月25日、町と雄心会、これは令和4年度から令和8年度までの5年間、1億2,500万円のせきたな雅荘運営事業助成交付金協定が締結されております。13番目、令和4年4月4日、恵福会が雄心会に合併し解散、この経過を見ますといかに町長の議会に対する答弁が、その場その場で猫の目のようにくくる変わっているかということが明らかになります。今心配してるのは、町民の間でこういう話なんです。いっつも雅荘再開だ再開だっていう話だけれども、その都度裏切られてきたと、いつまで待てばいいんだっていうんです。いや今日いい答弁してくれれば、いつが目処ですよと言えるけれども、まず令和4年度中は無理なんでしょう再開はね。令和5年度の4月1日、絶対間違いないという保証できますか。令和4年度に再開もしないのに3,600万を注入するんです。これ私とっても町民には説明できません。だから町民は、ダメなんだべなって、高橋町長いい、いいって言うけども、さっぱりだもんという不信感、失望感、喪失感が出てきているということなんです。これは私非常に大きな問題だと思います。依然として先ほどのような答弁でしょう。4月1日で問題がありませんなんてね。私は真面目にやってもらいたいと思いま

す。今日あまり長い時間かけて質問しようと思ってませんから、そのことを申し上げて終わります。

○議長（真柄克紀君） 答弁は求めますか。いらぬですか。今何とおっしゃいました。

○11番（菅原義幸君） 本人に任せます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、明快に方向性を証明してください。

○町長（高橋貞光君） ①の問題につきましては、これは確認をさせていただきます。

②の問題、これ見積り額については、先ほど答弁したとおりでございますが、いつわかるのかということについても、これは確認をさせていただきます。

それから4月4日になったことについては、これは2回目の答弁で申し上げたとおり手続き上の問題ということで、これは両法人で合意をしております無事合併にこぎ着けているところでございます。

4つ目の関係でございますが、このこれまでの経過、イムスとの交渉の経過もおっしゃっていただきましたし、この選挙のあと秘策のこともお話をいただきました。そうしたことで町としては様々な経過をたどり紆余曲折がございましたが、とうとう最終的に合併にこぎ着けたということで良かったなと思っております。

5番目でございますが、4番目、5番目もそうなんですが、これは臨時会等でも十分議会に説明を申し上げて、債務負担行為につきましても議決をいただいております。この議決を尊重してしっかりと対応してまいりたいということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） それでは以上で菅原義幸議員の一般質問を終わります。

#### ◎日程第6 報告第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、報告第1号繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

本件についての提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今上程になりました報告第1号繰越明許費の繰越しについてでございます。本件につきましては、令和3年度せたな町一般会計予算繰越明許費におきまして、繰越した予算について地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは議案その1の2ページをご覧ください。令和3年度せたな町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。記載されている6事業につきましては、年度内の事業の完了が見込めないことから、令和3年度補正予算の中で繰越明許費を設定しているところでございますが、それぞれの事業に係る翌年度への繰越額が確定いたしましたので報告い

たします。翌年度の繰越額でございますが、2款総務費、1項総務管理費では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業1,792万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業追加接種分819万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業20万2,000円、非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業2,254万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳システム改修事業273万3,000円、8款土木費、4項港湾費では瀬棚港修築事業750万円となり、総額5,908万9,000円を令和4年度に繰越しをいたしました。この繰越額の財源内訳について合計額で申し上げますが、既収入の特定財源として20万2,000円、未収入の特定財源として5,888万7,000円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

報告第1号は報告済みといたします。

#### ◎日程第7 報告第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、報告第2号株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 報告第2号株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてでございます。地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、株式会社北檜山観光振興公社の経営状況に関する書類を別紙のとおり提出するものでございます。4ページから9ページまでは、第28期の経営状況でございます。同じく10ページから13ページまでは、令和4年度第29期の営業計画並びに収支予算でございます。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

神田まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（神田 昌君） それでは報告第2号の説明をさせていただきます。

まず4ページでございます。28期の事業報告並びに決算報告ということで、事業については会議関係、事業関係、地域貢献ということで、事業の中では各種コロナ対策事業を実施しておりますが、まん延防止や緊急事態宣言等によりスムーズにはできていなかったということでございます。コロナの状況に合わせて実施されております。

続きまして5ページです。第28期の損益計算書、左側でございます。経常損益の部、営業損益の部で売上高が1億1,331万5,943円でございます。前期に比べて約560万の減となっております。これに対して売上原価が2,677万9,540円で、売上げ総利益が8,

653万6,403円となっております。これに対しまして一般管理費が1億3,197万713円で、営業損失が4,543万4,310円となっております。ここで一つ訂正をお願いします。次の丸の営業損益の部とあるんですが、これは営業外損益の部ということでございます。よろしくをお願いします。これで営業外収益が3,052万6,814円でこれで経常損失が1,490万7,496円、これに法人税、住民税、事業税を足した1,511万3,496円が当期のマイナスということになっております。

6ページは一般管理費の内訳となっております。

7ページが貸借対照表で8ページをご覧ください。先ほどの当期の損失に対する純資産の当期末残高が記載されております。まず1番右側の純資産の部の金額でいきますと、資本金1億に対しまして前期末の残高が6,914万2,731円、これに対しまして先ほどのマイナス部分1,511万3,496円ということで、当期末の残高が資本金1億に対しまして5,402万9,235円ということでございます。

9ページは監査意見書になっております。

10ページ、11ページが今年度の営業計画、12ページ13ページが収支予算となっております。今年度の営業計画及び収支予算は参考としてつけさせていただきますが、12ページ、13ページをご覧ください。収入金額、支出金額、同額となっております1億6,759万円ということで、プラスマイナスゼロということで予算を組まれているということでございます。いずれにしても今年度につきましては、営業計画、収支予算、コロナ前の状態に少しでも近づけるよう努力するというので、このような計画となっているということでございます。

以上でございます。

よろしくをお願いします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

報告2号は報告済みといたします。

#### ◎日程第8 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、議案第1号令和4年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に3,433万9,000円を追加し、補正後の予算総額を87億113万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、介護保険事業特別会計繰出金、子宮頸がんワクチン未接種女子に対する予防接種費助成費、久遠小学校外壁改修工事など行政費執行上、当面必要とする経費に

ついて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは別冊の補足資料により主な内容について簡潔にご説明申し上げます。補足資料の2ページの歳出から説明いたします。議案その2では7ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、瀬棚支所庁舎の使用料が減額となったことから財源振替をするものでございます。6目基金管理費、24節積立金120万の追加は、2件の一般寄附がありましたので、寄附者の意向に沿い公共施設整備基金へ積立てをするものでございます。4項選挙費、2目参議院議員選挙費100万5,000円の追加は、1節報酬については、期日前の投票期間が1日増となったため期日前投票管理者、期日前投票立会人の報酬を3万1,000円追加するものでございます。10節需用費、消耗品28万1,000円の追加、12節委託料69万3,000円の追加は、候補者が増える見込みであることからポスター掲示板の区画数を増加するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金1,538万7,000円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金1,467万4,000円、介護サービス事業会計繰出金71万3,000円、両繰出金とも人事異動に伴う人件費の精査などにより繰出をするものでございます。2項児童福祉、3目認定こども園費では、広域入所保育料及び広域入所負担金の追加により財源振替をするものでございます。

補足資料の3ページです。議案その2では、9ページから10ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、18節負担金補助及び交付金380万4,000円の追加は、子宮頸がんワクチン未接種女子に対する助成費でございます。ここですみません補足資料の訂正をお願いします。ただいま説明をした18節負担金補助及び交付金の補足資料の説明欄の予防接種費用助成費を予防接種費助成費に訂正をお願い申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

続きまして6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費で、10節需用費、修繕料44万8,000円の追加は、町営牧場のトラクターが故障したことから修繕をするものでございます。

7款1項共に商工費、3目観光施設管理費、10節需用費、修繕料79万3,000円の追加は、三本杉海水浴場コインシャワーが故障したことから取替修繕を行うものでございます。

10款教育費、2項小学校費、3目学校施設整備費、14節工事請負費の追加は、久遠小学校の外壁が剥離し落下したことから改修工事を行うものでございます。

これらに係る主な歳入でございますが、戻りまして資料の1ページからでございます。議案その2では5ページから6ページになります。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金121万9,000円の追加は、広域入所に係る保育料及び負担金でございます。

15款道支出金、3項委託金、1目総務費委託金100万5,000円の追加は、期日前投票期間の増及び候補者が増える見込みによる参議院議員選挙費の委託金の追加でございます。

17款1項共に寄附金、2目一般寄附金120万円の追加は、町内事業所及び町外者からの寄附で公共施設整備基金に充当するものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、6目公共施設整備基金繰入金1,061万5,000円の追加は久遠小学校外壁改修工事に充当するものでございます。

19款1項1目とも繰越金では、前年度繰越金2,046万1,000円を追加でございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案2号令和4年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,467万4,000円を追加し、補正後の予算総額を11億463万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事異動に伴う人件費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案その2の15ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費59万7,000円の追加については、職員の異動に伴う人件費の精査によるものです。

次に3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費1,407万7,000円の追加については、職員の異動等に伴う人件費の精査による増額及び16ページになりますが、13節で職員が増えたことによるケアプラン作成業務等を行う支援システム使用料の追加並びに18節で介護支援専門員再研修受講に伴う負担金の増額であります。

これに伴う歳入でございますが14ページをご覧ください。7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金で1,407万7,000円の追加、同じく3目その他一般会計繰入金で59万7,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第10 議案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議案第3号令和4年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に71万3,000円を追加し、補正後の予算総額を7,070万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事異動に伴う人件費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） それでは21ページをお開き願います。歳出からご説明いたし

ます。1款サービス事業費、2項認知症共同生活介護事業費、1目高齢者グループホーム管理費37万4,000円の追加については、せたな高齢者グループホームあさなぎのスプリンクラー設備の一部に故障が判明したための修繕に要する経費であります。次に4項1目共に居宅介護支援事業費33万9,000円の追加については、職員の異動に伴う人件費の精査による増額及び13節では職員が増えたことによるケアプラン作成業務等を行う支援システム使用料の追加に伴う増額であります。

これに伴う歳入でございます。20ページをご覧ください。2款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金で71万3,000円を追加し収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第11、議案第4号令和4年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算の内容でございますが、大成診療所の診療体制の変更に伴う給与費の精査、せたな町立国保病院経営強化プラン策定業務に係る経費の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

西村事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それでは内容の説明をさせていただきます。はじめに27ページのせたな町立国保病院分の収益的収支の支出からご説明申し上げます。1款せたな町立国



保病院費用、1項医業費用、1目給与費の3,712万4,000円の減額は、4月1日付けで大成診療所に発令されました医師の給与を大成診療所分の予算に移行したことによる減額及び人事異動により減員となった職員の人件費の精査でございます。1節給料では1,892万8,000円の減額、2節諸手当では、扶養手当など合わせて932万8,000円の減額、6節法定福利費では共済組合負担金など合わせて8,868万円を減額するものでございます。

次に28ページをお開き願います。3目経費253万円の追加は、5節消耗備品費で医療外消耗品費44万円、13節委託料で、せたな町立国保病院経営強化プラン策定業務に係る経費209万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

これらに対します収入は26ページをお開き願います。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益、2目1節共に外来収益では、医科3,459万4,000円を減額し収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、大成診療所分の収益的収支についてご説明いたします。30ページの支出からご説明させていただきます。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、1目給与費2,187万5,000円の減額は、所長に発令された医師の給与を国保病院分の予算から移行したことに伴う追加と、人事異動に伴う職員の人件費の精査、前診療所長及び前薬局長の人件費の精査によるものでございます。1節給料では395万8,000円の追加、2節諸手当では、扶養手当など合わせて674万8,000円の追加、4節報酬では、臨時医師、会計年度任用職員報酬3,247万4,000円の減額、5節法定福利費では、共済組合負担金など合わせて10万7,000円の減額をするものでございます。3目経費36万3,000円の追加は、12節賃借料で医療機器等借上料となっております。

これらに対する収入は29ページをご覧願います。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項医業収益、1目1節共に外来収益では、医科2,120万6,000円の減額、2項医業外収益、3目1節共にその他医業外収益では、職員住宅使用料ほか30万6,000円を減額し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、議案第5号せたな町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その3でございます。議案第5号せたな町税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要な規定の整備をするため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱登税務課長。

○税務課長（濱登幸恵君） それでは、せたな町税条例等の一部を改正する条例について説明いたします。まず条例改正にあたりましては、令和4年度税制改正を踏まえまして地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴いまして本条例の改正を行うものでございます。

議案の1ページから7ページまでが改正文、8ページから22ページまでが新旧対照表となっておりますが、内容につきましては、別紙にありますせたな町税条例等の一部改正の概要2枚ものとなりますが、この概要により説明させていただきます。皆様には、事前にお目通しいただいているものと思いますので主な内容についてのみ説明させていただきます。概要は、改正税目、概要、施行日の順に記載しております。

それでははじめに賦課徴収関係でございます。第18条の4では、納税証明書の交付にあたり、ドメスティックバイオレンスの被害者等の保護のため、住所に代わる事項を記載する措置を講じるための改正で、施行日は令和6年4月1日でございます。

次に町民税関係でございます。第34条の7第1項第1号でございますが、寄附金税額控除では、社団法人等の特例民法法人が公益社団法人及び公益財団法人へ移行する間、寄附金控除が適用されていましたが、措置期間が経過したことによる削除で施行日は令和4年4月1日でございます。

次に後半になりますが、附則第7条の3の2第1項では、住宅ローンの特別税額控除の期間延長に係る見直しで、消費税増額に伴う税負担の軽減措置を4年間延長する改正で、施行日は令和5年1月1日でございます。なおこの措置による税の減収額については、全額国費で補填されるものでございます。

次に2ページでございます。附則第26条では、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅ローンの特別税額控除の特例措置期間が講じられておりましたが、先ほどご説明した附則第7条の3

の2第1項の改正によりまして軽減措置が延長になり、整理されたことから削除する改正で施行日は令和5年1月1日でございます。

次に幾つか関連した改正となります。第33条第4項、第6項及び第34条の9第1項、附則第16条の3第2項及び附則第20条の3第4項、第6項では上場株式等の配当所得及び譲渡所得について現行では、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっております。申告不要、総合課税、申告分離課税の3つの方式があり、これらについて所得税と個人住民税を一致するよう規定の整備をするものでございます。施行日は全て令和6年1月1日でございます。次にあります別表でございますが、これは第34条の7第1項第1号、寄附金税額控除関係で、対象法人であった恵福会が社会福祉法人雄心会と合併したことに伴う名称変更等の改正でございます。

3ページ目、固定資産税関係でございます。第73条の2及び第73条の3では、固定資産課税台帳の閲覧また記載事項証明の交付にあたり、ドメスティックバイオレンス被害者等の保護措置のため住所を削除するなど可能とする改正、また住所に代わる事項を記載する措置を講じるための改正で施行日は前者が令和4年4月1日から後者が令和6年4月1日となっております。附則第10条の3では、省エネ改修工事を行った住宅等、一定の要件を満たした住宅改修及び新築住宅に関わる軽減措置を2年延長とする改正で施行日は令和4年4月1日でございます。

その他関係につきましては、令和3年の改正条例において、先ほど町民税関係で説明しました第36条の3の3第1項に関連し規定の整備をするものでございます。なおこの条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第6号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、議案第6号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第6号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、課税限度額が改正されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

濱登税務課長。

○税務課長（濱登幸恵君） それではせたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。令和4年度地方税制改正を踏まえた国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、保険税の負担の公平性を図るため基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げる見直しが行われ、国に準じまして改正するものでございます。

改正内容につきましては25ページの新旧対照表によりご説明いたします。第2条、課税額でございます。第2項中、基礎課税額に係る課税限度額について、改正前63万円を改正後は65万円に、第3項中、後期高齢者支援金等課税額について、改正前19万円を改正後は20万円にそれぞれ改正するものでございます。この改正に伴いまして、第23条、国民健康保険税の減額、第1項中、改正前63万円を改正後は65万円に、改正前19万円を改正後は20万円にそれぞれ改正するものでございます。附則といたしまして、第1項の施行期日については、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。第2項の適用区分では、改正後のせたな町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までは、国民健康保険税について、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時45分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第7号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第7号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第7号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対して、国の財政支援が継続して実施されることとなったため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） それではせたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。はじめに改正の趣旨でございますが、令和2年度から令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合などにおける第1号被保険者の介護保険料の減免に係る規定を整備し取り進めておりましたが、令和4年度においても国からの財政支援が継続されることとなったことから所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては29ページの新旧対照表により説明いたします。右が改正前、左が改正後となります。附則の第13項中、改正前の令和4年3月31日を改正後では令和5年3月31日と改めるものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日からの適用とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長(真柄克紀君) 日程第15、議案第8号せたな町防災行政用無線施設管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第8号せたな町防災行政用無線施設管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。防災行政無線デジタル化整備事業の完了に伴い、無線施設の名称及び設置場所を変更するため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長(原 進君) 議案第8号せたな町防災行政用無線施設管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。防災行政無線については、電波法に係る無線整備規則の改正に伴い令和元年度から事業の実施をしておりました。防災行政無線デジタル化整備事業について令和3年度をもって町内全域の整備を完了したところでございます。そのことから関係機関等に提出した関係図書に準じて防災行政用無線施設管理条例の一部を改正するものでございます。

36ページからの新旧対照表で説明させていただきます。改正内容につきましては、各名称の一部変更と追加及び各屋外拡声子局に関わる設置場所の住所変更と住所の並びについて変更しております。表の右側改正前、左側改正後でございます。下線部が改正箇所でございます。36ページから37ページについては、北檜山区防災行政無線施設の変更箇所でございます。また37ページから38ページについては大成区防災行政無線施設の改正であり、38ページから39ページまでは瀬棚区防災行政無線施設の改正でございます。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、議案第9号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本案につきましては工事請負契約の締結についてでございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

中川大成支所長。

○大成支所長（中川 譲君） それでは議案その3、41ページでございます。工事請負契約の締結について、工事予定価格が5,000万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。大成町民センター長寿命化改修工事について次のとおり請負契約を締結するものとする。工事の名称、大成町民センター長寿命化改修工事（建築主体）、契約の金額、1億1,605万円、契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区豊岡167番地1、井上建設株式会社、代表取締役、井上義章、参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から、令和5年3月31日までとしております。なお入札参加資格者及び入札結果につきましては、別紙関係資料1ページに掲載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○議長(真柄克紀君) 日程第17、議案第10号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 本案につきましては工事請負契約の締結についてでございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

中川大成支所長。

○大成支所長(中川 譲君) 続いて議案その3、43ページでございます。工事請負契約の締結について、工事予定価格が5,000万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。大成町民センター長寿命化改修工事について、次のとおり請負契約を締結するものとする。工事の名称、大成町民センター長寿命化改修工事(機械設備)、契約の金額5,819万円、契約の相手方、青函設備工業・マルカセ光銭経常建設共同企業体、代表者、函館市宝来町23番5号、株式会社青函設備工業、代表取締役、斉藤秀司、構成員として、久遠郡せたな町大成区久遠130番地、有限会社マルカセ光銭、代表取締役、光銭浩、参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から令和5年3月31日までとしております。なお入札参加資格者及び入札結果につきましては、別紙、関係資料2ページに掲載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

よろしくようお願い申し上げます

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)



○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 11 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 18、議案第 11 号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 11 号物品購入契約の締結についてでございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定によりまして、予定価格が 700 万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 議案第 11 号で議決をお願いいたします物品購入契約につきましては水道メーター器であります。水道メーター器の有効期限は計量法で 8 年と定められていることから、今年度更新対象となる口径 13 ミリから 75 ミリまでの水道メーター器 591 個を購入するものであります。物品の種類、水道メーター器（簡易水道）、契約の金額 1,793 万円、契約の相手方、久遠郡せたな町大成区久遠 123 番地、曲キ株式会社大野吉太郎商店、代表取締役大野一、参考といたしまして、納入期日につきましては、契約締結の日の翌日から令和 4 年 8 月 31 日までであります。なお入札参加資格者及び入札結果一覧表につきましては、別添の議案第 11 号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長(真柄克紀君) 日程第19、議案第12号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第12号物品購入契約の締結についてでございます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

古畑事務局長。

○教育委員会事務局長(古畑英規君) それでは議案第12号物品購入契約の締結についてでございます。ICT教育用タブレットパソコン購入につきましては、生徒用タブレットパソコン100台の購入となっております。物品の種類、ICT教育用タブレットパソコン、契約の金額706万4,200円、契約の相手方、せたな町北檜山区北檜山202番地、有限会社北清石油代表取締役、前側進、納入期日につきましては、契約締結の日の翌日から令和4年9月30日までとなっております。なお入札参加資格者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料4ページの議案第12号関係に掲載されております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第13号

○議長（真柄克紀君） 日程第20、議案第13号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第13号物品購入契約の締結についてでございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

古畑事務局長。

○教育委員会事務局長（古畑英規君） それでは議案第13号物品購入契約の締結についてでございます。おかず調理ライン機材購入につきましては、学校給食センターのおかず調理ライン機材の更新となっております。物品の種類は、おかず調理ライン機材、契約の金額1,014万2,000円、契約の相手方、札幌市豊平区美園2条6丁目3番14号、日本調理機株式会社北海道支店、支店長、小笠原亨、納入期日につきましては、契約締結の日の翌日から令和4年8月26日までとなっております。なお入札参加資格者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料5ページの議案第13号関係資料に掲載されております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第14号

○議長（真柄克紀君） 日程第21、議案第14号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第14号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてでございますが、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、規約の一部を変更する必要性が生じたため、本規約の一部を変更しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 51ページでございます。議案第14号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてご説明いたします。地方自治法第286条第1項では、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減など一部事務組合格約を変更しようとするときは、関係する地方公共団体の協議によりこれを定めることとなっており、都道府県の加入するものにあつては、総務大臣の許可、その他については都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されております。今回新たに上川中部福祉事務組合の加入により規約の一部を変更する必要性が生じたことから、組合組織団体であるせたな町の協議が必要でありますことから今回議会に提案するものでございます。

53ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。内容については、組織数の増による一部改正でございます。別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体でございます。表の右側、改正前でございます。上川総合振興局管内30団体が、改正後では上川中部福祉事務組合の加入により31団体に改正され、上川広域滞納整理機構の次に上川中福祉事務組合を追加するものでございます。また改正前、別表第2（第3条関係）の9項中、上川広域滞納整理機構の次に上川中部福祉事務組合を追加するものでございます。なお附則としてこの規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第15号

○議長(真柄克紀君) 日程第22、議案第15号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第15号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございますが、上川中部福祉事務組合の加入に伴い規約の一部を変更する必要が生じたため、本規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長(原 進君) 55ページでございます。議案第15号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明いたします。規約の改正内容につきましては、議案第14号と同じ趣旨でございます。

57ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。内容につきましては、組織数の増による一部改正でございます。別表(2)一部事務組合及び広域連合でございます。表の右側、改正前でございます。区分、上川管内の項中、富良野広域連合の次に上川中部福祉事務会組合を追加するものでございます。なお附則としてこの規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第16号

○議長（真柄克紀君） 日程第23、議案第16号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第16号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてでございますが、上川中部福祉事務組合の加入に伴い規約の一部を変更する必要が生じたため、本規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 59ページでございます。議案第16号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてご説明いたします。規約の改正内容につきましては、議案第14号、第15号と同じ趣旨でございます。

61ページの新旧対照表によりご説明させていただきます。内容については、組織数の増による一部改正でございます。表の右側、改正前でございます。別表第1中、十勝広域消防事務組合の次に上川中部福祉事務組合のを改正後は追加するものでございます。なお附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 意見書案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第24、意見書案第1号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○3番（本多 浩君） 意見書案第1号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提案理由の説明をいたします。

地方自治体の財政状況に左右されず安定した義務教育を行うために、義務教育費国庫負担制度は大変重要であります。教職員定数の抜本的改善や少人数学級の実現は不可欠であり、教育予算の確保、拡充の充実を図るべきです。国の責務である教育の機会均等、水準の最低保障を担保とするため、義務教育費を無償とするなど5つの項目について要望するというものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第25 意見書案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第25、意見書案第2号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○10番（平澤 等君） ただいま上程されました意見書案第2号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書案でございます。これは産業教育常任委員会一致したことで提案されたものでございます。

森林の多面的機能を持続的に発揮するために、森林整備事業の予算及び治山事業予算を十分に確保することを求めるとともに、森林資源の循環利用を一層推進するため道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成、確保などの充実強化を求め、地方自治法第99条の規定に基づき提出するものでございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

#### ◎日程第26 発議第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第26、発議第1号議員の派遣についてを議題といたします。

議案書に記載されている研修会に議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

議案書に記載の研修会等へ議員を派遣することに決定いたしました。

#### ◎日程第27 発議第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第27、発議第2号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

#### ◎閉議宣告



○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

#### ◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で令和4年第2回せたな町議会定例会を閉会いたします。

どうも長時間ご苦勞さまでした。

閉会 午後4時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月20日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 石 原 広 務

署名議員 平 澤 等